

**家電量販店における  
中小受託取引等の推進のためのガイドライン**

令和7年12月策定  
経済産業省

## <目 次>

I.	はじめに .....	3
II.	取適法の適用範囲 .....	5
	1. 資本金又は従業員数による基準	
	2. 取引内容による基準	
	3. 対象取引に関する留意事項	
	4. 取適法及び独占禁止法上の留意事項	
	5. 不正競争防止法への対応	
III.	委託事業者の義務 .....	16
	1. 発注事項の明示義務（第4条）	
	2. 支払期日を定める義務（第3条）	
	3. 書類の作成・保存義務（第7条）	
	4. 遅延利息の支払義務（第6条）	
IV.	委託事業者の禁止事項 .....	22
	1. 受領拒否の禁止（第5条第1項第1号）	
	2. 製造委託等代金の支払遅延の禁止（第5条第1項第2号）	
	3. 製造委託等代金の減額の禁止（第5条第1項第3号）	
	4. 返品の禁止（第5条第1項第4号）	
	5. 買いたたきの禁止（第5条第1項第5号）	
	6. 購入・利用強制の禁止（第5条第1項第6号）	
	7. 報復措置の禁止（第5条第1項第7号）	
	8. 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第5条第2項第1号）	
	9. 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第5条第2項第2号）	
	10. 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第5条第2項第3号）	
	11. 協議に応じない一方的な代金決定の決定の禁止（第5条第2項第4号）	
V.	取適法違反時の勧告・罰則等 .....	44
	1. 違反の場合の行政指導（勧告等）	
	2. 違反の場合の罰則	

<b>VI. 望ましい取引慣行</b>	<b>4 5</b>
1. 取引先の生産性向上等への協力	
2. 家電量販店における取組（ベストプラクティス事例）	
3. 荷主としてのトラック運送業との適正取引の推進	
4. その他受託中小企業の振興のため必要な事項	
<b>VII. 型取引の適正化</b>	<b>5 3</b>
<b>VIII. 取適法等に関する家電量販店における改善事例集</b>	<b>5 4</b>
<b>IX. ガイドラインの周知</b>	<b>5 8</b>
<b>&lt;参考&gt; 本ガイドライン 策定・改訂経緯</b>	<b>5 9</b>

## I. はじめに

家電量販店は、家電小売を中心とした流通業を中心としており、多くの中小受託事業者等取引先の協力を必要としている。

これら取引先の担う業務は、製品の品質・コスト競争力に直結するものが多く、同時に競争力強化は、家電量販業の発展にとっても極めて重要な課題である。

本ガイドラインは、こうした基本認識のもと、中小受託事業者等取引先との取引適正化の推進と、それによる中小受託事業者等取引先の体質強化を通じた家電量販店の発展を目的として作成するものである。

本ガイドラインでは、主に、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（昭和31年法律第120号。以下「取適法」という。）を対象に、その遵守に向け、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」（令和7年公正取引委員会事務総長通達第13号。以下「運用基準」という。）における違反行為事例の中から、特に家電量販店に関係があると考えられる事例を中心に紹介するとともに、具体的取扱いやベストプラクティス等について、各社の実例を可能な限り踏まえて整理した。

なお、本ガイドラインで取り上げる問題事例はあくまでも例示であり、これらの事例が違法であるかどうかは、実際の取引に即した十分な情報を基にさらに精査する必要がある。

取適法遵守のためには、契約部門のみならず、取引に関わるあらゆる部門の関係者が、同法の趣旨・内容を正しく理解することが極めて肝要であり、本ガイドラインがそのための一助になることを期待したい。

上記の通り、本ガイドラインは、取適法を主な対象としているが、必ずしもそれに限られることなく、広くサプライチェーンの取引適正化を進める上で留意が必要な他法令・通達や、望ましい取引慣行についても扱っている。

以下の「取適法制定の趣旨」にあるように、同法は独占禁止法の課題を補完する意味から制定されたものである。取適法が適用される事業者以外の取引先との取引において、取適法上の禁止事項は、独占禁止法上の「優越的地位の濫用行為」に該当する可能性があることから、十分留意する必要があり、独占禁止法上の問題点であっても、特に取引適正化の観点から留意すべき点について記載した。

(取適法ガイドブック)

<https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>

【参考：取適法制定の趣旨】

中小受託取引における製造委託等代金の支払遅延等の行為は、独占禁止法における「優越的地位の濫用行為」に該当し、同法第19条の規定に違反するおそれがあるが、同法による規制は、当該行為が「中小受託取引上優越した地位を利用したものか否か」、「不当に不利益なものかどうか」を個別に認定する必要があり、判断に相当の時間を要する他、委託事業者と中小受託事業者との継続的取引関係を悪化させる要因になりかねない。

取適法は、中小受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護を目的に、昭和31年に独占禁止法の補完法として制定された。

(独占禁止法の違反事件処理手続きとは別の簡易な手続きを設定)

なお、本ガイドラインは、家電量販事業を直接行っている事業者向けに作成したものであるが、当該事業者のグループ会社が担うと想定される事業についても留意点を記載している。

## II. 取適法の適用範囲

取適法の適用対象となる取引は、「資本金（又は出資総額）又は従業員数による基準」及び「取引内容による基準」のいずれも満たす取引（以下「中小受託取引」という。）である。

取適法の適用対象取引を正確に特定することが取適法遵守の原点であり、適正な管理・フォローが極めて重要となる。

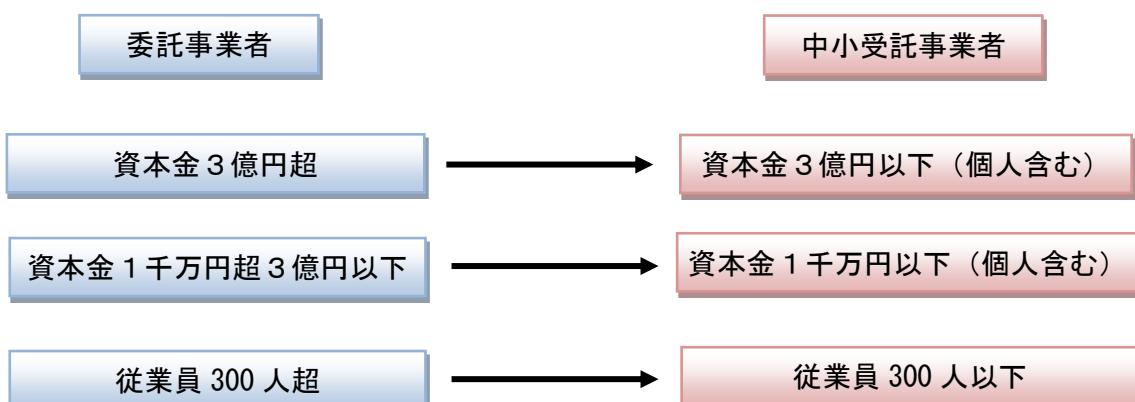
### 1. 資本金又は従業員数による基準

委託事業者（発注者）、中小受託事業者（受注者）のそれぞれにつき、資本金又は従業員数による基準が定められており、該当する委託事業者を「優越的地位にあるもの」として取り扱う。具体的には、以下に該当するか否かにより判断することになる。

なお、資本金基準と従業員基準は選択的な関係にあり、いずれかの基準を満たせば取適法の適用が認められる。

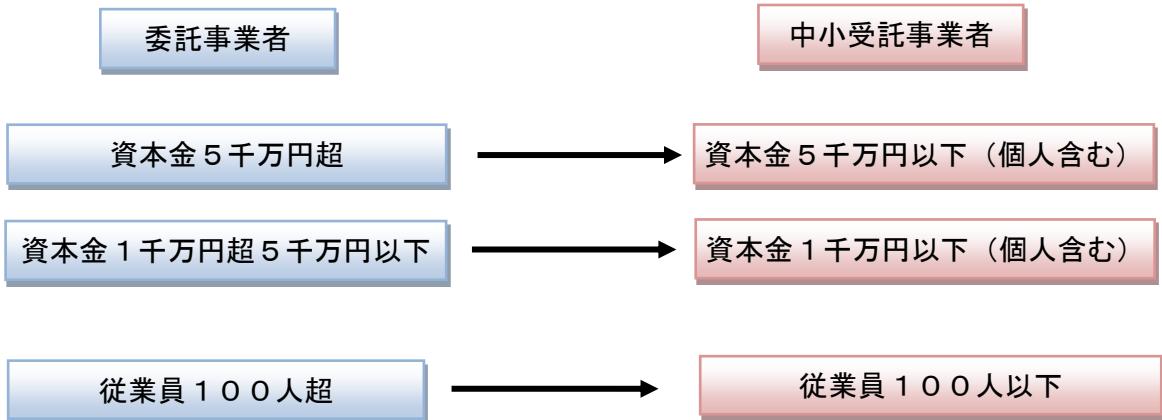
従業員基準でいう「常時使用する従業員数」は、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1ヶ月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定する。「常時使用する従業員の数」は、製造委託等をした時点において判断される。

①物品の製造委託・修理委託、プログラムの作成委託及び、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に係る役務提供委託、特定運送委託の場合



のいずれかに該当するもの。

②情報成果物作成委託（プログラム作成を除く）・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く）の場合



のいずれかに該当するもの。

## 2. 取引内容による基準

製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託、特定運送委託の5つの取引が対象となる。

### (1) 製造委託

製造委託とは、事業者が他の事業者に、

- ①業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品（その半製品、部品、付属品、原材料及び専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成型用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具を含む。）
- ②業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料
- ③事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合に、その物品（その半製品、部品、付属品、原材料及び専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成型用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具を含む。）の製造を委託することをいう。

具体的には、規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランド等を指定して製造を依頼することである。

メーカー既製品で一般に販売されている物品を購入する場合には、製造委託にはならないが、その一部でも自家用に変えさせる場合は製造委託となる。

#### <用語解説>

- ・ **製造**：原材料たる物品に一定の工作を加えて新たな物品を作り出すこと。
- ・ **加工**：原材料たる物品に一定の工作を加えることによって、一定の価値を付加すること。
- ・ **物品**：有体物。
- ・ **半製品**：目的物たる物品の製造過程における中間状態にある製造物。
- ・ **部品**：目的物たる物品にそのままの状態で取り付けられ、物品の一部を構成することとなる製造物。
- ・ **付属品**：目的物たる物品にそのまま取り付けられたり目的物たる物品に付属されることによってその効用を増加させる製造物（銘板、ラベル、品質保証書、保護カバー、梱包資材等）。
- ・ **業として**：事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合を指す。
- ・ **自家製造**：あくまで事業者本体が製造する場合であって、100%子会社が製造する場合、自家製造には該当しない。また、自家製造か否かは、事業所単位ではなく、事業者全体（全社）で判断する。

製造委託には次の4つの類型がある。

①類型Ⅰ：物品の販売を業として行っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に委託する場合

製品、中間製品、特注材料等の製造・加工外注、製造工程中の検査・運搬等の作業外注等がこれに該当する。また、販売する物品の部品等の製造に必要な金型等の外注、販売する物品の付属品（取扱説明書・保証書、容器、包装材料、ラベル等）の製造を委託する場合もこれに該当する。

【対象取引例】

- ・家電の製造・加工を委託すること。
- ・製造工程中の作業の外注を委託すること：梱包作業、精整作業、構内輸送等の委託。なお、製品、半製品、原材料の製造・加工に直接的に関係しない作業、例えば構内清掃作業、産業廃棄物処理作業等の付帯作業の委託は製造委託に該当しない。（※派遣契約により、派遣者を事業主の指揮命令下で作業遂行する場合は対象外となる。）
- ・梱包資材製造を委託すること：木箱、金物、ラベル、フープ、梱包紙等の資材購買も該当（メーカー既製品の購入は除く）するが、作業外注業者がこれらの資材を直接調達する場合は対象外となる（この場合には当該作業外注業者が委託事業者になる可能性がある）。
- ・販売する物品の付属品の製造を委託すること：家電の場合、家電に附属するホース等の資材の製造の委託（メーカー既製品の購入は除く）。
- ・販売用物品の製造を委託すること（メーカー既製品の購入は除く）。

②類型Ⅱ：物品の製造を業として請け負っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に委託する場合

【対象取引例】

受託した物品の製造に必要な外注作業や一部品、付属品等の製造を委託すること。一般的には、委託事業者の製造ラインをそのまま活用する場合が多いことから、類型Ⅰの作業内容と実質的には同じとなることが多い。

③類型Ⅲ：物品の修理を業として行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者に委託する場合

例えば、自社で修理している家電の修理に必要な特殊部品の製造又は加工を他の事業者に委託する場合が該当する。

**【対象取引例】**

整備部門が家電修理の対象としている設備の修理に必要な部品又は原材料の製造又は加工を委託すること（メーカー既製品の購入は除く）、具体的には、耐火物、作業材料、消耗材料、消耗工器具（例：ペアリング、ベルト、ロープ、パッキン、セメント、鋸刃、ダイス、電気器具、小型機械、刃先）の製造又は加工を委託することが挙げられる。

- ④類型IV：自ら使用又は消費する物品の製造を業として行っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に委託する場合

例えば、自社の家電製造工場で使用する工具又は設備・機械類を自家製造している場合、そのもの又は一部の製造を他の事業者に委託する場合である。

**【対象取引例】**

自社で使用する家電を製造している事業者が、部品、機械等の製造を委託すること（メーカー既製品の購入は除く）。

**（2）修理委託**

修理委託とは、物品の修理を業として請け負う事業者が、その修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者が家電を自家修理している場合に、その修理の行為の一部を他の事業者に依頼することである。

修理委託には次の2つの類型がある。

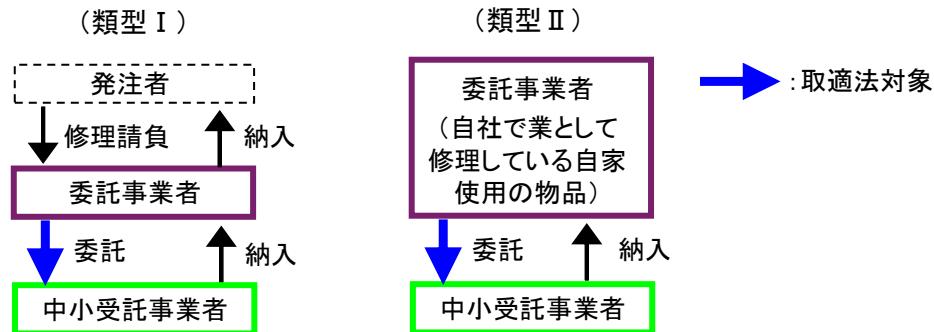
- ①類型I：物品の修理を業として請け負っている事業者が、その修理行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

**【対象取引例】**

家電の修理を業として請け負っている事業者が、その修理作業の全部又は一部を修理業者に委託すること。

- ②類型II：自ら使用する家電の修理を業として行っている事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者に委託する場合

自社の工場で使用している機械類や、設備機械に付属する配線・配管等の修理を社内でも行っている場合で、その修理の一部を他の事業者に委託すること。



### (3) 情報成果物作成委託

情報成果物作成委託とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することである。

#### <用語解説>

情報成果物とは、以下をいう。

- (a) プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの）
  - TVゲームソフト、顧客管理システム 等
- (b) 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの
  - TV番組、映画、アニメーション 等
- (c) 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
  - 設計図、商品・容器のデザイン 等

情報成果物作成委託には次の類型に該当し得る。

**類型Ⅲ：自ら使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合**

#### **【対象取引例】**

- ・設備部門等で通常自ら設計図面を作成・使用している場合におけるその設計図面の作成を他の事業者に委託すること。
- ・情報システム部門でソフトウェアを作成し自社で使用している場合におけるそのソフトウェアの製作を他の事業者に委託すること。
- ・広告チラシ作成を他の事業者に委託すること。

#### **(4) 役務提供委託**

役務提供委託とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することである。

「提供の目的たる役務」とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら利用する役務は含まれない（店舗の清掃作業を他の事業者に委託する行為は、自ら利用する役務であるため、役務提供委託にあたらない）。自ら利用する役務について他の事業者に委託することは、取適法上の「役務提供委託」には該当しない。

#### **【対象取引例】**

- 自社でユーザーに提供しているパソコンを含む家電製品の初期設定サービス等の作業の全部または一部を他の事業者に委託すること。

#### **(5) 特定運送委託**

特定運送委託とは、事業者が販売する物品、製造を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その取引の相手方（当該相手方を指定する物を含む）に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者に委託することである。

特定運送委託には次の類型に該当し得る。

類型Ⅰ：物品の販売を行っている事業者が、その物品の販売先に対する運送の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

#### **【対象取引例】**

- ・自社が販売する家電製品を顧客に運送する業務を他の事業者に委託すること。

類型Ⅲ：物品の修理を請け負っている事業者が、その物品の修理の発注者に対する運送の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

#### **【対象取引例】**

- ・自社が修理を請け負った家電製品を顧客に運送する業務を他の事業者に委託すること。

### 3. 対象取引に関する留意事項

#### (1) 商社・代理店を介在した取引

##### ①商社が取適法上の委託事業者又は中小受託事業者に該当しない場合

商社が取適法の資本金基準又は従業員基準を満たす発注者と外注取引先の間に入つて取引を行うが、製造委託等の内容（製品仕様、中小受託事業者の選定、製造委託等代金の額の決定等）に全く関与せず、事務手続の代行（注文書の取次、製造委託等代金の請求、支払等）を行っているに過ぎないような場合、その商社は取適法上の委託事業者又は中小受託事業者とはならず、発注者が委託事業者、外注取引先が中小受託事業者となる。

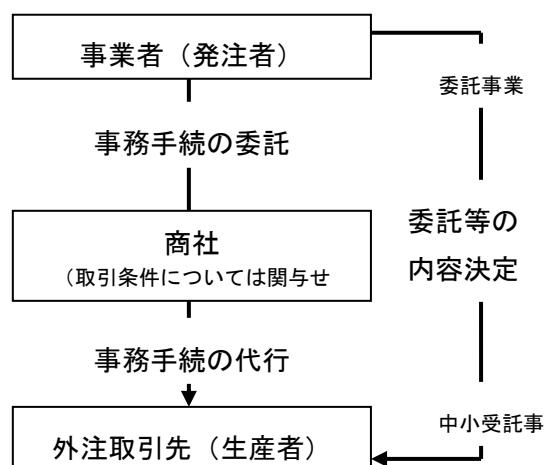
したがって、委託事業者は、商社と外注取引先との間の取引内容を確認し、取適法上の問題が生じないように商社を指導する必要がある。

##### ②商社が取適法上の委託事業者又は中小受託事業者に該当する場合

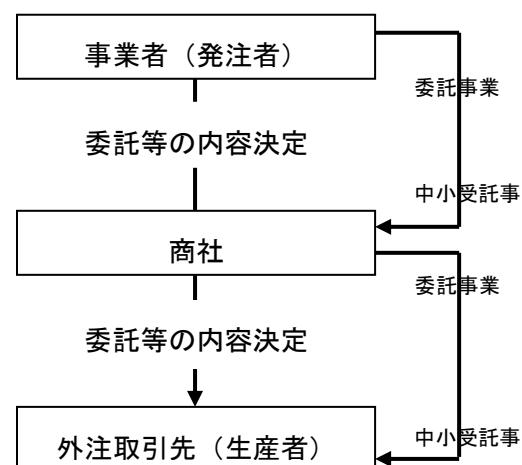
商社が製造委託等の内容に関与している場合には、発注者が商社に対して製造委託等をしていることとなり、発注者と商社の間で本法の資本金基準又は従業員基準を満たす場合には、商社が中小受託事業者となる。

また、商社と、外注取引先の間で取適法の資本金基準又は従業員基準を満たす場合には、当該取引において、商社が委託事業者となり、外注取引先が中小受託事業者となる。

##### ①商社が委託事業者にも中小受託事業者にも該当しない場合



##### ②商社が委託事業者又は中小受託事業者に該当する場合

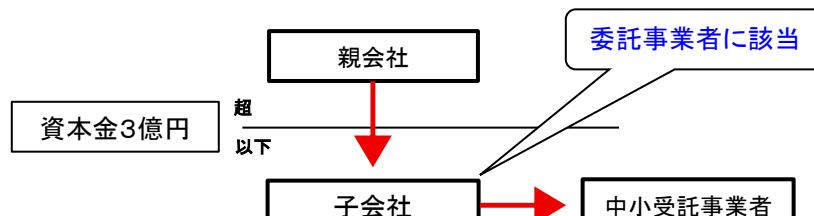


## (2) みなし適用規定の規制（第2条第10項）

事業者が直接中小受託事業者に委託をすれば本法の対象となる場合に、資本金が3億円（又は5,000万円）以下及び常時使用する従業員が300人（又は100人）以下の子会社等に発注し、この子会社が請け負った業務を再委託し、取適法の規制を免れるというような脱法的行為を封ずるため、以下に掲げる2つの要件を共に充足するときは、その子会社が委託事業者とみなされ、取適法が適用される。

- ①親会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合  
(具体例：親会社の議決権が過半数の場合、常勤役員の過半数が親会社の関係者である場合、役員の任免が実質的に親会社に支配されている場合)
- ②親会社からの中小受託取引の全部又は相当部分について再委託する場合  
(具体例：親会社から商品の仕入れについて受けた委託の額又は量の50%以上を再委託している場合)

**購買機能の一部を切り出している場合、上記の基準に該当することがあり、留意が必要である。（特に家電量販店）**



## (3) 子会社との取引

親子会社間の取引であっても取適法上はその適用が除外されるものではないが、親会社が子会社の議決権の50%超を所有する等実質的に同一会社内の取引とみられる場合は、従来から、運用上問題としていない。

## 4. 取適法及び独占禁止法上の留意事項

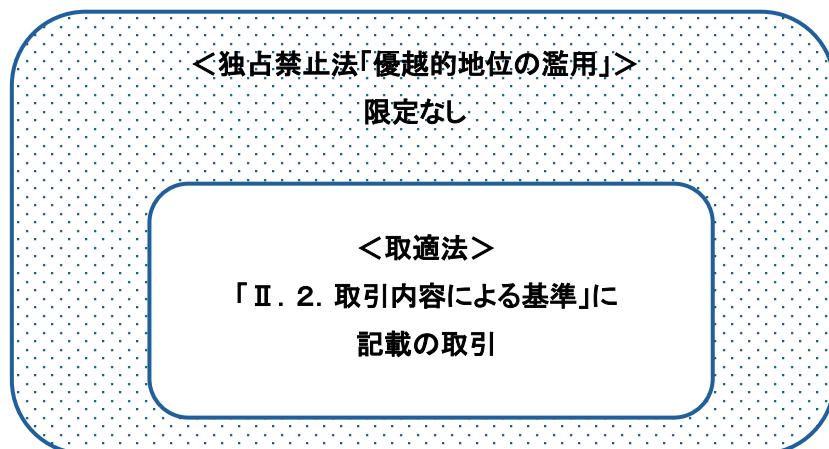
～優越的地位にある事業者であれば取適法対象でなくとも要注意～

取適法は、対象となる委託事業者に対して、発注内容等の明示等の4つの義務及び買いたたきの禁止等の11の禁止行為を規定しており、これらの義務や禁止行為に反する行為は原則として取適法違反となる。

取適法が取引の内容及び資本金・従業員数により区分される委託事業者・中小受託事業者間の取引にのみ適用されるのに対し、独占禁止法は、取引の種類や事業者の規模を問わ

ず、事業者が不公正な取引方法を用いることを禁じている。つまり、「I. はじめに」で述べたとおり、取適法は、独占禁止法の「優越的地位の濫用」にあたる行為をより効果的に規制する必要があることから立法化された、独占禁止法の補完法であるため、取適法の適用対象とならない取引を行う場合であっても、取引上優越した地位にある事業者が取引の相手方に不当に不利益を与えるときには、「優越的地位の濫用」として独占禁止法上の問題を生じることがある。

#### 【独占禁止法の「優越的地位の濫用」と取適法の対象となる取引】



「優越的地位の濫用」とは、(ア)『優越的地位』(=自己の取引上の地位が相手方に優越していること)を利用して、その地位を(イ)『濫用』(=正常な商慣行に照らして不当な行為)することをいう。そのため、どのような者が「優越的地位」に該当し、どのような行為が「濫用行為」に該当するのか否かが問題となる。

##### (どのような者が「優越的地位」に該当するか)

まず、「取引上優越した地位にある場合」(=優越的地位)とは、取引の相手方にとって、当該事業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該事業者の要請が自己にとって著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合であるとされている。

また、その判断に当たっては、当該取引先に対する取引依存度、当該取引先の市場における地位、取引先変更の可能性、その他当該取引先と取引することの必要性を示す具体的な事実が総合的に考慮されることとされている。

##### (どのような行為が「濫用行為」に該当するか)

次に、「濫用行為」(=正常な商慣行に照らして不当な行為)に関しては、取適法が「買いたたきの禁止」等の11種類の具体的な行為を「禁止行為」として規定している点が参

考になる。

優越的地位にある事業者が取適法で禁止されている行為を行った場合には、それが取適法の適用対象とならない場合であっても、「優越的地位の濫用」として独占禁止法上の問題を生じやすい。

優越的地位にある事業者は、取引の相手方が中小企業であれ、大企業であれ、取適法又は独占禁止法上の問題が生じないよう特に注意が必要である。

なお、独占禁止法の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）により、優越的地位の濫用の規定の一部は、独占禁止法第2条第9項第5号として法定化され、一定の条件を満たす場合には、課徴金納付命令の対象となった。同規定に該当する優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方は、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日公正取引委員会）において明らかにされている。

## 5. 不正競争防止法への対応

不正競争防止法は、技術・ノウハウ等の「営業秘密」を不正に取得する行為や、不正に取得した営業秘密を使用・開示する行為等を「不正競争」と定め、差止・損害賠償請求等の対象としているとともに、一定の悪質な行為については、刑事罰の対象にもしている。

平成21年の不正競争防止法の改正（平成22年7月1日施行）において、営業秘密の管理に係る任務に背いて、複製禁止の資料を無断で複製する行為や、消去すべきものを消去したように仮装する行為等が新たに刑事罰の対象となっている。中小受託事業者との取引に際しては、秘密保持の対象となるか否かを明確に定めた秘密保持契約を締結する等、中小受託事業者に損失を与えることがないよう、十分な配慮を行うことが望まれる。

なお、経済産業省においては、事業者等が保有する技術・ノウハウ等の重要な情報が、「営業秘密」として不正競争防止法により保護されるために求められる秘密管理の水準・具体的な秘密管理方法や、平成21年法改正後に新たに処罰対象となる行為、ならない行為等について記載した「営業秘密管理指針（改訂版）」を公表しており、事業者等においては、同指針等を参考にして、自社が保有する技術・ノウハウ等を適切に管理するとともに、他社の営業秘密を不正に侵害したりすることがないよう、積極的・具体的な措置を講じることが望まれる。

(URL : <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>)

### III. 委託事業者の義務

中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には4つの義務が課せられている。

#### 1. 発注内容等の明示義務（第4条）

委託事業者は、発注に際して下記の具体的な必要記載事項を全て書面又は電磁的方法（以下「書面等」という）により中小受託事業者に明示する義務がある。

**→原則として発注後直ちに書面等によって必要記載事項を明示しなければならない。**

〈違反事例〉

緊急を要するため、委託事業者が中小受託事業者に口頭（電話）で発注し、その後、注文書を交付しないこと。

〈必要記載事項〉

- ①委託事業者及び中小受託事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- ②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③中小受託事業者の給付の内容
- ④中小受託事業者の給付を受領する期日
- ⑤中小受託事業者の給付を受領する場所
- ⑥中小受託事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- ⑦製造委託等代金の額（算定方法による記載も可）
- ⑧製造委託等代金の支払期日
- ⑨一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、委託事業者が製造委託等代金債権相当額又は製造委託等代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
- ⑩電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
- ⑪原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法
- ⑫明示しないものがある場合に、当該未定事項の内容が定められない理由及び当該未定事項の内容を定める予定期日

#### ※発注書面等での必要記載事項の省略

継続的に行われる中小受託取引で、取引条件について基本的事項（例えば支払方法、検査期間等）が一定している場合には、これらの事項に関してあらかじめ書面により通知することで、個々の発注書面での当該事項の記載を省略できる。（この場合、4条明示に「製造委託等代金の支払方法等については、現行の『支払方法等について』によるものである」こと等を付記しなければならない。）

### ※製造委託等代金の金額の記載

4条明示では、製造委託等代金の額として、具体的な金額で記載しなければならない。具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合には、具体的な金額を定めることとなる算定方法があるときには、製造委託等代金の額として算定方法を記載することが認められる。ただし、算定方法は、製造委託等代金の具体的な金額を自動的に確定するものでなければならず、算定方法を定めた書面と4条明示が別のものである場合においては、これらの書面の関連付けを明らかにしておく必要がある。また、製造委託等代金の具体的な金額を確定した後、速やかに中小受託事業者へ書面にて交付しておく必要がある。

※契約条件の明確化と書面等による明示については、振興基準において、次のような内容が記載されているところであり、取適法の規定の遵守と併せて取り組むべきである。

#### 第2 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項（抜粋）

##### 2) 契約条件の明確化及び書面等の交付

委託事業者は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、中小受託事業者と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、付随費用（型、治具等の費用、運送費、保管費等をいう。）、支払手段、支払期日等の契約条件について、書面等（電子メールその他の電磁的記録を含む。以下同じ。）による明示及びその交付を徹底する。

#### 第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

##### 1) 中小受託事業者に対する威圧的交渉の禁止

委託事業者は、中小受託事業者に対し、取引価格に関する協議その他取引上の交渉、協議等を行うに当たっては、交渉の目的を大きく逸脱する言動、交渉の手段として不適切な言動等の相当範囲を超えた言動により、当該中小受託事業者の責任者又は担当者に精神的又は身体的な威圧を加えることを通じ、中小受託事業者の取引上の意思決定を特定方向に強制する等の不当な取扱いをしないものとする。

#### 第7 中小受託取引に係る紛争の解決の促進に関する事項（抜粋）

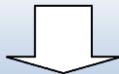
##### 2) 中小受託取引に係る紛争の未然防止及び取引の適正化のための体制整備

委託事業者は、中小受託事業者が取引上の問題に関し、取引への影響を考慮して申し出ることが難しいという実情を十分に踏まえ、以下のような体制の整備に努めるものとする。

- (1) 中小受託事業者が取引条件について不満、問題等を抱えていないか定期的な聞き取りを行う等、中小受託事業者が申出をしやすい環境を整備すること。
- (2) 調達担当部署と異なる第三者的立場の相談窓口を設置し、匿名性を確保しつつ、中小受託事業者からの相談、苦情の申告等に応じること。また、当該相談窓口を設けていること等に関し、定期的に中小受託事業者に通知すること。

## <改善事例>

- ・発注書面等に、製造委託等代金の支払方法等について記載し、別途中小受託事業者に交付している書面等との間の関連付けの記載をしていなかった。



対応：発注書面等に関連付けの記載を実施した。

- ・発注書面等に、検査完了期日の記載漏れがあった。



対応：製造委託等代金の支払方法等について記載し別途中小受託事業者に交付している書面等に検査完了日を記載し、各中小受託事業者に交付した。

- ・有償支給材の数量を記載した書類名称に関し、仕様書に記載している書類名称と仕様書に添付された書類名称が異なり、関連性が不明瞭であった。



対応：有償支給材の数量を記載した書類名称を統一した。

- ・注文書記載の「数量」と実績の「数量」に差異があった。



対応：算定方法による発注が可能であるとの認識不足に起因するもので、数量欄を削除し、算定方法を記載した。

- ・納入指示票（＝注文書）に委託事業者、支払方法、消費税についての記載漏れがあった。



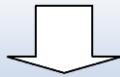
対応：納入指示票のフォーマットを見直し、支払方法・消費税等に関し、期首に発行する包括的な契約文書による旨を納入指示票に追記し、関連性を明確にした（※期首に発行する契約文書には当該事項が記載されている）。

- ・注文書が事前に交付されていなかった。



対応：社内で再徹底（普及啓蒙活動）を図り、注文書を事前に交付するよう改善した。

- ・契約書に、製造委託等代金の支払に関する振込手数料を中小受託事業者の負担とする旨の記載があった。

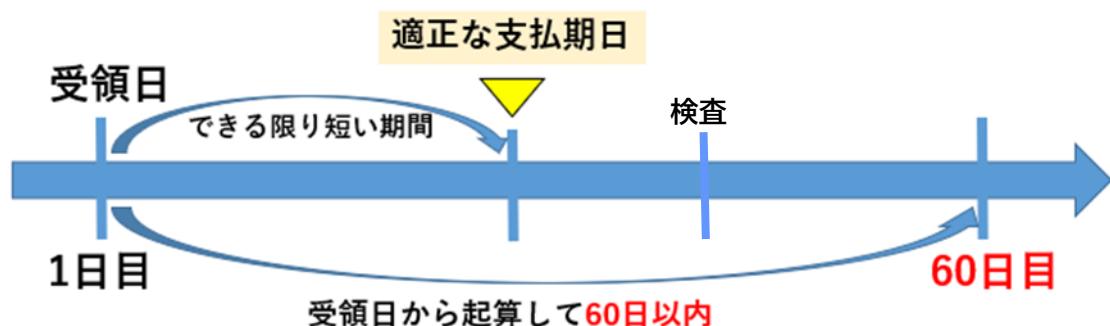


対応：製造委託等代金の支払に関する振込手数料は、委託事業者の負担とする旨の覚書を締結した。

## 2. 支払期日を定める義務（第3条）

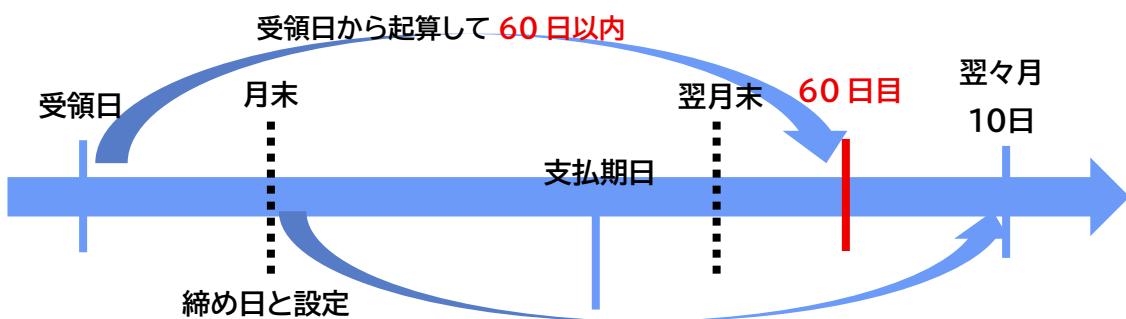
委託事業者は、中小受託事業者との合意の下に、委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、製造委託等代金の支払期日を、給付を受領した日（役務提供委託の場合は、中小受託事業者が役務の提供をした日）から起算して60日以内（受領日を参入する。）でできる限り短い期間内で定める義務がある。

→支払期日を定めなかったときは、給付等を受領した日が支払期日となる。



### （違反事例）

「納品月末締め、翌々月10日払い」と定めること



### 3. 書類等の作成・保存義務（第7条）

委託事業者は、中小受託事業者に対して製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託又は特定運送委託をした場合は、給付の内容、製造委託等代金の額等について記載した書類等（7条記録）を作成後、2年間保存する義務がある。

#### ＜必要記載事項＞

- ①中小受託事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- ②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③中小受託事業者の給付の内容
- ④中小受託事業者の給付を受領する期日
- ⑤中小受託事業者から受領した給付の内容及びその給付を受領した日
- ⑥中小受託事業者の給付の内容について検査をした場合は、その検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取り扱い
- ⑦中小受託事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、その内容及び理由
- ⑧製造委託等代金の額（算定方法による記載も可）
- ⑨製造委託等代金の支払期日
- ⑩製造委託等代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由
- ⑪支払った製造委託等代金の額、支払った日及び支払手段
- ⑫製造委託等代金の支払につき金銭以外の支払手段を使用した場合は、①当該支払手段の種類、名称、価額その他当該支払手段に関する事項②当該支払手段をした日③中小受託事業者が当該支払手段の引換えによって得ることとなる金銭の額その他その引換えに関する事項
- ⑬一括決済方式で支払うこととした場合は、①金融機関から貸付け又は支払を受けることができるこことした額及び期間の始期②委託事業者が製造委託等代金債権相当額又は製造委託等代金債務相当額を金融機関へ支払った日③その他当該貸付け又は支払に関する事項
- ⑭電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日、その他当該電子記録債権の使用に関する事項
- ⑮原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- ⑯製造委託等代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の製造委託等代金の残額
- ⑰遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日
- ⑱明示しないこととした事項がある場合に、当該事項の内容が定められなかった理由、当該事項の内容を明示した日及びその内容

#### ※電磁的記録の作成・保存について

上記内容を記載した電磁的記録を作成し保存することも可能。

#### ※発注書の写しによる7条記録の代替

発注内容、単価、納期等が記載された4条明示の写しを7条記録の一部とすることは可能である。しかし、7条記録は取引の経緯を記載する書類なので、取引開始時に定めた事項のみが記載されている4条明示の写しを保存するだけでは、7条規則の必要記載事項を全て満たすことはできないため書類等の作成・保存義務に違反することから、追記が必要となる。

#### ＜改善事例＞

- 7条記録の一部とする趣旨で、中小受託事業者に実際に交付した書類の写しではなく、同じ内容が記載されているにすぎない、発信者の押印がない通知書を写しとして保管していた。



対応：送付した書類と同じものであれば問題ないと誤解していた。中小受託事業者に実際に交付した書類の写しを保管するよう社内徹底を図った。

## 4. 遅延利息の支払義務（第6条）

委託事業者は、製造委託等代金をその支払期日までに支払わなかったときは、中小受託事業者に対し、給付物品を受領した日（役務提供委託の場合は、中小受託事業者が役務の提供をした日）から起算して60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う義務がある（遅延利息の対象は、当初の契約金額全体であり契約後の減額等による変更は反映しない）。

また、委託事業者が、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に決定した製造委託等代金の額を減じた場合、起算日から実際に減じた額の支払をする日までの期間について、減じた額に対して遅延利息を支払う義務がある。

#### ＜改善事例＞

- 契約上、遅延利息を5%に設定し、義務付けられている遅延利息14.6%を支払わなかった。



対応：契約上の遅延利息を無効とし、14.6%の遅延利息を支払った。  
また、契約書の遅延利息条項を削除した。

## IV. 委託事業者の禁止事項

中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には11の禁止事項が定められている。

### 1. 受領拒否の禁止（第5条第1項第1号）

委託事業者が中小受託事業者に対して委託した給付の目的物について、中小受託事業者が給付してきた場合、委託事業者は中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに受領を拒むと取適法違反となる。

#### ※受領拒否

指定した納期に中小受託事業者が納入する給付の目的物の受取を拒んだときは受領拒否となる。以下の行為も原則として受領拒否に含まれる。

- ①発注の取消し（契約の解除）をして、給付の目的物を受領しないこと
- ②納期を延期して、給付の目的物を発注時に定められた納期に受領しないこと
- ③発注後に、恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準で合格とされていたものを不合格とすること
- ④取引の過程において、注文内容について中小受託事業者が提案し、確認を求めたところ、委託事業者が了承したので、中小受託事業者がその内容のとおりに作成したにも関わらず、注文と異なるとして受領しないこと

#### ※「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」がある場合の受領拒否

- ①注文と異なるものが納入された場合
- ②指定した納期までに納入されなかつたため、そのものが不要になった場合（ただし、無理な納期を指定している場合等は除かれる。）

#### ※違反行為事例

##### ①生産計画の変更を理由とした受領拒否

- ・委託事業者は、中小受託事業者に部品の製造を委託し、これを受けて中小受託事業者が既に受注部品を完成させているにもかかわらず、自社の生産計画を変更したという理由で、中小受託事業者に納期の延期を通知し、当初の納期に受領しなかった。

##### ②設計変更を理由とした受領拒否

- ・委託事業者は、中小受託事業者に部品の製造を委託し、これを受けて中小受託事業者が生産を開始したところ、委託事業者はその後設計変更したとして当初委託した規格とは異なる規格のものを納付するよう指示した。この中小受託事業者が既に完成させた旨を伝えると、委託事業者は、当初委託した部品は不要であるとして、同社が生産した部品の受領を拒否した。

### ③無理に短縮した納期への遅れを理由とした受領拒否

- ・委託事業者は、当初、発注日の1週間後を納期としていたが急に発注日から2日後に納入するよう中小受託事業者に申し入れた。中小受託事業者は、従業員の都合がつかないことを理由に断ったが委託事業者は中小受託事業者の事情を考慮しないで一方的に納期を指示した。そこで中小受託事業者は、従業員を残業させて間に合わせようと努めたが、期日までに納入できなかった。委託事業者は、納期遅れを理由に、中小受託事業者が生産した部品の受領を拒否した。

### ④受領態勢が整わないことを理由とした受領拒否

- ・委託事業者は、中小受託事業者に物品の修理を委託していたが、繁忙期のため自社の受領態勢が整わないことを理由に、あらかじめ定められた納期に中小受託事業者が修理した物品を受領しなかった。

### ⑤取引先の都合を理由とした受領拒否

- ・委託事業者は、中小受託事業者に家電製品の製造を委託していたが、自社の取引先から納品延期を求められたことを理由に、あらかじめ定められた納期に中小受託事業者が製造した家電製品を受領しなかった。
- ・委託事業者は、中小受託事業者に建装材の製造を委託していたが、自社の販売先が倒産したことを理由に、あらかじめ定められた納期に中小受託事業者が製造した建装材を受領しなかった。

### ＜改善事例＞

- ・緊急品を複数の事業者に発注し、納品の遅い事業者の納品を断った。



対応：納品の遅い事業者の発注品を受け入れた上、当初納入日から60日以内に代金を支払った。

- ・委託事業者で商品需要が高まり、その前提で発注したが、納入時に需要が急減し、在庫増で委託事業者の置き場が不足したため、受け入れ可能分のみ受領し、残分は納入を後ろ倒しさせた。



対応：外部倉庫を借用する等の措置により全量受け入れた。

## 2. 製造委託等代金の支払遅延の禁止（第5条第1項第2号）

委託事業者は物品等を受領した日（役務提供の場合は、役務が提供された日）から起算して60日以内（受領日を算入）に定めた支払期日までに製造委託等代金を全額支払わないと取適法違反となる。

また、製造委託代金の支払に手形を交付する方法は全面的に禁止されているため、製造委託代金の支払について、手形を交付すると支払遅延に該当することになる。

さらに、金銭及び手形以外の支払手段で支払う場合には、支払期日までに製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することも、支払遅延に該当することになる。

したがって、電子記録債権や一括決済方式等（以下「電子記録債権等」という）を用いる場合、電子記録債権等の満期が支払期日よりも後れる場合のほか、記録手数料、割引手数料その他の手数料を中小受託事業者に負担させることで中小受託事業者が支払期日に製造委託等代金等を満額受け取れないことになるような場合は、支払遅延に該当することになる。

**※支払遅延**：支払期日の定め方によって、以下の3つに分類される。

- ①当事者間で支払期日が60日以内に定められている場合は、その支払期日までに支払わないとき
  - ②当事者間で支払期日が60日を超えて定められている場合は、受領日から60日までに支払わないとき（この場合、支払期日設定自体に問題がある）
  - ③当事者間で支払期日が定められていない場合は、その給付の受領日に支払わないとき
- 支払遅延が生じた場合、委託事業者は中小受託事業者に対し、受領後60日を経過した日から支払をする日までの期間について、年率14.6%（昭和45年公正取引委員会規則第1号）の遅延利息を支払う義務がある。

**※支払制度**

例えば毎月末までの給付の製造委託等代金を翌月末に支払う（月末締翌月末払）ことがあるため、取適法の運用に当たり、「受領後60日以内」の規定は「受領後2か月（大の月（31日）、小の月（30日）を問わない。）以内」として換算。

**※やり直しをさせた場合の支払期日の起算日**

中小受託事業者の責めに帰すべき理由からやり直しをさせた場合、やり直し後の物品等を受領した日が支払期日の起算日となる。

**※金融機関の休業日**

製造委託等代金を毎月の特定日に金融機関を利用して支払う場合、金融機関の休業日により順延期間が2日以内で、当事者間で支払日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意されている場合には、受領日から60日（2か月）を超えて製造委託等代金が支払われても問題ない。

順延後の支払期日が、受領から 60 日（2か月）以内の場合は、当事者間であらかじめ書面で合意されていれば、金融機関の休業日による順延期間が 2 日を超えても問題ない。

#### ※違反行為事例

##### ①検収遅延

- ・委託事業者が製品の検収が終了していないことを理由として、支払期日に代金を支払わないこと。

##### ②分割納品

- ・委託事業者が製品を分割納品させているにもかかわらず、最終納品時を起算点として全量分の製造委託等代金を支払うこと。

##### ③中小受託事業者との合意

- ・中小受託事業者との間で、支払期日について受領日から 60 日を超える期日とともに合意していたため、当該合意日に支払うこと。

##### ④中小受託事業者の納品書等の提出遅れ

- ・中小受託事業者からの納品書や請求書の提出が遅れたため、支払期日に支払わないこと。

※なお、製造委託等代金の支払方法の改善については、振興基準において、次のような内容が記載されているところであり、取適法の規定の遵守と併せて取り組むべきである。

#### 第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項（抜粋）

##### 3 代金の支払方法の改善

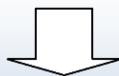
- (1) 委託事業者は、中小受託事業者に対する発注に係る物品等の受領後、代金をできる限り速やかに支払うものとする。また、当該受領をした日（以下「受領日」という。）から起算して 60 日以内において定める支払期日までに、代金を支払うことを徹底する。
- (2) 代金の支払は、取適法上、手形による支払が禁止されていることに鑑み、できる限り現金によるものとする。少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。なお、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む場合には、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者は、振込手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引いてはならないものとする。
- (3) 一括決済方式（※）及び電子記録債権（以下「ファクタリング等」という。）により代金を支払う場合には、当該ファクタリング等の現金化に係る手数料等のコストについて、中小受託事業者の負担としないようにする等、委託事業者の受領日から 60 日以内において定める支払期日までに、中小受託事業者が代金の額を満額取得できるようにするものとする。

※委託事業者、中小受託事業者及び金融機関の間の約定に基づき、中小受託事業者が債権譲渡担保方式又はファクタリング方式若しくは併存的債務引受け方式により金融機関から代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができるこことし、委託事業者が当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。

- (4) (2) 及び (3) の取組は、サプライチェーンの川下側にあって川上側に与える影響の大きい委託事業者から率先して実施し、業種間をまたぐ取組を含め、サプライチェーン全体で取組を進めるものとする。とりわけ、業種全体で取組が遅れている業種に属する委託事業者、各業種において主導的な立場にある委託事業者、自社の属する業種内の他の事業者と比べて特に取組が遅れている委託事業者等は、率先して支払条件の見直し（手形の利用禁止、ファクタリング等のサイトの短縮、現金による支払への切替え等）を進めるものとする。
- (5) 委託事業者は、代金の支払方法として一括決済方式を用いる場合には、次の事項に留意して、これを用いるものとする。
- ①一括決済方式への加入及び脱退については、中小受託事業者に強要しないこと。
  - ②一括決済方式に加入した中小受託事業者に対し、支払条件を従来と比べ実質的に不利となるよう変更しないこととし、及び一括決済方式に変更することによって生じる費用を負担させないこと。また、一括決済方式に加入しない中小受託事業者に対し、それを理由として、不当に取引条件の設定又は実施について不利な取扱いをしないこと。
  - ③その他政府により定められている一括決済方式についての指針を遵守すること。
- (6) 委託事業者は、代金の支払方法として電子記録債権を用いる場合には、次の事項に留意して、これを用いるものとする。
- ①電子記録債権による支払方法の選択については、中小受託事業者の自主的な判断を十分尊重すること。
  - ②電子記録債権の活用によって見込まれる代金の支払又は受取に係る費用、手続事務等の軽減の効果について、十分な情報提供の取組を進めること。
  - ③その他政府により定められている電子記録債権についての指針を遵守すること。
- (7) 建設、大型機器の製造その他発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、委託事業者は、前払比率及び期中払比率をできる限り高めるよう努めるものとする。

### ＜改善事例＞

- ・取引先からの納品書提出遅れに伴う検収遅れにより、支払期日に未払となった。



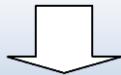
**対応**：検収完了通知に「納入済み未検収がある場合は速やかに連絡すること」と明記し、支払期日に遅延することがないよう社内研修で関係部署に周知した。

- ・一般取引と中小受託取引が混在する中小受託事業者で取引区分の入力を誤った。



**対応**：取引が混在する中小受託事業者の支払区分は原則中小受託取引とし、一般取引の場合に入力するようシステムを変更した。

- 支払制度を検定月末締翌月末支払とし、当月末納品・翌月検定分が支払遅延となつた。



対応：納品月末締め、又は検定期間を考慮した支払に変更した。  
(例：翌月20日支払に変更)

- 以前から取引先との契約で、支払い末締180日後の現金支払いが定まっているため、遵守せざるを得ない。



対応：取適法違法であるため、速やかに契約変更を行い受領日から60日以内の現金支払と内容を改めた。

- 支払遅延

修理完了報告書の受領後、検収を意図的に遅らせて支払期日を後ろ倒しする。



対応：修理完了をもって検収完了とみなし、30日以内の支払を明文化

### 3. 製造委託等代金の減額の禁止（第5条第1項第3号）

委託事業者は発注時に決定した製造委託等代金を「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると取適法違反となる。

#### ※中小受託事業者の責めに帰すべき理由

以下の場合は、製造委託等代金を減じることができる。

- 中小受託事業者の責めに帰すべき理由（納期遅れ等）により、受領拒否、返品した場合に、その給付に係る製造委託等代金の額を減じるとき。
- 中小受託事業者の責めに帰すべき理由があるとして、受領拒否、返品できるのに、そうしないで、委託事業者自ら手直しをした場合に、手直しに要した費用を減じるとき。
- 注文と異なること等のある場合又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減じるとき。

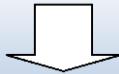
### **※違反行為事例**

- ・中小受託事業者との間で単価の引下げについて合意して単価改定した場合、単価引下げの合意日前に発注したものについても新単価を遡及適用して製造委託等代金の額から旧単価と新単価との差額を差し引くこと。
- ・委託事業者からの原材料等の支給の遅れ又は無理な納期指定によって生じた納期遅れ等を中小受託事業者の責任によるものとして製造委託等代金の額を減ずること。
- ・製造委託等代金の総額はそのままにしておいて、数量を増加させること。
- ・製造委託等代金の支払時に、1円以上を切り捨てて支払うこと。
- ・合意の有無にかかわらず、製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引くこと。
- ・毎月の製造委託等代金の額の一定率相当額を割戻金として委託事業者が指定する金融機関口座に振り込ませること。

**※家電量販店においては、業界慣習的に、メーカー既製品を一部仕様変更したものを各社オリジナル品として販売することがあるが、一部のみであっても仕様変更の指示を行うことは製造委託に該当するため、メーカー既製品と同様に割戻金を受領することは製造委託等代金の減額となる。**

## <改善事例>

- ・3月に値下げ交渉が決着し、4月検収（3月分）から新単価を適用（遡及適用）した結果、取適法に反する製造委託等代金の減額が発生した。



対応：代金減額分を支払った。

- ・単価引下げの合意日前に発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより、製造委託等代金の額を減じた。



対応：代金減額分を支払った。

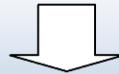
- ・システムへの検収数量誤入力により、支払代金の減額が発生した。



対応：代金減額分を支払った。再発防止に向け、外注システムに「上下限チェック機能」を導入し、入力データの桁違い等の単純ミスが発生しないよう予防機能を導入した。

- ・製造委託等代金の減額（リベート要求）

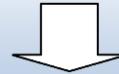
年末などに「協力金」「販売促進費」名目で支払済み修理代金の一部返金を要求。



対応：代金の相殺・返還要求を禁止。必要な費用負担は事前協議による契約で実施。

- ・費用の一方的な減額

修理依頼時の見積り承認後に、「他社より高い」などの理由で一方的に修理単価を減額。



対応：価格変更は事前協議//合意により実施。契約書//覚書で根拠を明示。

## 4. 返品の禁止（第5条第1項第4号）

委託事業者は中小受託事業者から納入された物品等を受領した後に、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」がないにもかかわらず、受領後に返品すると取適法違反となる。

### ※返品することができる期間

#### ①直ちに発見できる不適合の場合

- ・受領後速やかに返品することは認められる。
  - ・ロット単位で抜取り検査を行う場合→ 合格としたロットの中の不良品を返品することは不可
- ただし、ロット単位で抜取り検査を行う場合であって、以下の条件を全て満たすとき限り返品が認められる。
- (a) 繼続的取引であること
  - (b) 発注前に、あらかじめ直ちに発見できる不良品の返品を認めることが合意・書面化されていること
  - (c) 当該書面と4条明示との関連付けがなされていること
  - (d) 遅くとも物品を受領後、当該受領に係る最初の支払時までに返品すること
- ・中小受託事業者に検査を文書で委任している場合→中小受託事業者の検査に明らかな過失があるとき、受領後6か月以内に返品することができる。

#### ②直ちに発見できない不適合の場合

- ・当該物品等の受領後6カ月（中小受託事業者の給付を使用した委託事業者の製品について一般消費者に対し6か月を超える保証期間を定めている場合においては、それに応じて最長1年）以内の返品は問題ないが、6カ月を超えた後の返品は取適法違反となる。

※次のような場合には委託内容と異なること等があることを理由として中小受託事業者にその給付に係るものを引き取らせることは認められない。

- ・給付に係る検査を省略する場合
- ・給付に係る検査を自社で行わず、かつ、当該検査を中小受託事業者に文書で委任していない場合

### ※違反行為事例

- ・4条明示において委託内容が明確に記載されておらず、又は検査基準が明確でないにもかかわらず、中小受託事業者の給付の内容が委託内容と異なることを理由とする返品
- ・恣意的な検査基準の変更による返品（例えば、委託事業者が中小受託事業者の納品したものといったん受領した後、以前には問題としていなかったような色むらを指摘して、中小受託事業者に引き取らせるなど。）

- ・受領後6か月を超えた後の返品
- ・一般消費者に対し6か月を超える保証期間を定めていない場合における受領後6か月を超えた後の返品

※なお、納品検査の方法の改善については、振興基準において、次のような内容が記載されているところであり、取適法の規定の遵守と併せて取り組むべきである。

**第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項（抜粋）**

4) 納品の検査の方法の改善

- (1) 委託事業者は、中小受託事業者に発注をしようとする場合には、納品（役務の提供を含む給付の提供をいう。以下同じ。）の検査の実施方法、実施時期、当該発注に係る物品等の適正な検査基準、検査の結果不合格となった物品等の取扱い及び納品の過不足の場合の処理の方法を、あらかじめ中小受託事業者と協議して定めるものとする。
- (2) 委託事業者は、(1)の規定により定めた検査の実施方法及び検査基準に基づき、納品後、速やかに納品に係る目的物等の検査を行うものとする。なお、検査の実施にかかるわらず当該目的物を自己の支配下に置いた日を受領日とする。
- (3) 委託事業者は、自ら納品された物品等の検査を行い、又は委任して中小受託事業者に物品等の検査を行わせ、当該検査を合格とした場合であって、その後、委託事業者の納入先等からの指摘により当該物品等の引取り、やり直し又は損害賠償を行うこととなったときは、当該物品等の不具合の有無及びその原因を明らかにし、その引取り、やり直し又は損害賠償に必要となる人員の手当、金銭の支払等について、委託事業者がすべてを負担せず中小受託事業者にも負担を求めることが必要性及び合理性の有無を、十分に確認するものとする。委託事業者は、中小受託事業者にも当該負担を求めることがある場合には、委託事業者、中小受託事業者それが当該物品等に係る納品により得た取引対価を勘案しつつ、中小受託事業者と十分に協議を行い、委託事業者及び中小受託事業者双方が合理的な割合で負担するものとし、一方的に中小受託事業者に引取り、やり直し又は損害賠償を負担させないものとする。

**<改善事例>**

- ・物品受領後に、別案件での品質トラブルから委託事業者の品質検査基準が厳しくなり、結果、新基準での不合格品が大量に発生し、これを中小受託事業者に返品した。



**対応 :**返品分を受領するとともに、中小受託事業者に責任がない場合は、返品禁止であることについて社内に周知徹底を図った。

- 明らかに中小受託事業者の責任による物品の不良であったため返品したが、長期滞留在庫であり納入から1年を超えていた。



**対応**：返品分を受領するとともに、物品在庫の先入れ先出しを徹底し、返品時には納入期日を確認するよう徹底を図った。

- 返品・やり直しの不当負担

委託先の責めに帰さない理由（例：設計不具合）でやり直しを強制、費用を負担させる。



**対応**：不具合原因の所在を明確にし、責任分担ルールを文書化。

## 5. 買いたたきの禁止（第5条第1項第5号）

委託事業者が発注に際して製造委託等代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることは、「買いたたき」として取適法違反となる。

### ※通常支払われる対価

①同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）について当該中小受託事業者の属する取引地域において一般に支払われる取引価格（市価）

②市価の把握が困難な場合は、次のような額を通常支払われる対価に比べて著しく低い額として取り扱う。

ア) 中小受託事業者の給付が従前の給付と同種又は類似のものであり、従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い製造委託等代金の額

イ) 中小受託事業者の給付が従前の給付と同種又は類似のものであり、当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた製造等委託代金の額

### ※「買いたたき」に該当するか否かの判断…下記要素を勘案して総合的になされる

①製造委託等代金額の決定に当たり、中小受託事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法

②差別的であるかどうか等対価の決定内容

③「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況

④当該給付に必要な原材料等の価格動向

#### ※違反事例

- ・一律に一定比率で単価を引き下げる製造委託等代金の額を定めること。
- ・委託事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の対価より低い単価で製造委託等代金の額を定めること。
- ・短納期発注を行う場合に、中小受託事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い製造委託等代金の額を定めること。
- ・合理的な理由がないにもかかわらず特定の中小受託事業者を差別して取り扱い、他の中小受託事業者より低い製造委託等代金の額を定めること。

また、以下の行為は、取適法運用基準において、買いたたきの違反行為事例として明示されている。委託事業者はこの点に十分に留意し、取引の適正化を図る必要がある。また、中小受託事業者も委託事業者に対して、取適法違反の可能性を認識した上で適切に対応することが望まれる。

- ・委託事業者は、委託事業者の取引先と協議して定めた「〇年後までに製品コスト〇%減」という自己の目標を達成するために、部品の製造を委託している中小受託事業者に対して、半年毎に加工費の〇%の原価低減を要求し、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。
- ・委託事業者は、製造委託等代金の額を定めずに部品を発注し、納品された後に中小受託事業者と協議することなく、通常の対価相当と認められる中小受託事業者の見積価格を大幅に下回る単価で製造委託等代金の額を定めた。(製造委託等代金の額が定められないことにつき正当な理由がある場合を除き、製造委託等代金の額を定めないまま委託することは、取適法第3条にも違反する。)
- ・委託事業者は、中小受託事業者との間で単価等の取引条件については年間取決めを行っているが、緊急に短い納期で発注する場合は別途単価を決めることとしていた。委託事業者は、週末に発注し週明け納入を指示した。中小受託事業者は、深夜勤務、休日出勤により納期に間に合わせ、当該加工費用は人件費が相当部分を占めることから年間取決め単価に深夜・休日勤務相当額を上乗せした中小受託単価で見積書を提出した。しかし、委託事業者は、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常の対価相当と認められる中小受託事業者の見積価格を大幅に下回る年間取決め単価で製造委託等代金の額を定めた。
- ・委託事業者は、自社の顧客からの納期の短縮要請により、部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、見積りをさせた時点よりも納期を短縮したにもかかわらず、製造委託等代金の額の見直しをせず、当初の見積価格により通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

- ・委託事業者は、従来、週一回であった配送を毎日に変更するよう中小受託事業者に申し入れた。中小受託事業者は、配送頻度が大幅に増加し、これに伴って1回当たりの配送量が小口化した場合は、運送費等の費用がかさむため従来の配送頻度の場合の中受託単価より高い単価になるとしてこの単価で見積書を提出した。しかし、委託事業者は、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常の対価相当と認められる中小受託事業者の見積価格を大幅に下回る単価で製造委託等代金の額を定めた。
- ・委託事業者は、電線等の加工を委託している中小受託事業者に対し、単価改定の際、当該中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に単価を決定した後、単価改定書を送付し、通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。
- ・委託事業者は、部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、品質が異なるにもかかわらず海外製品の安価な価格だけを引き合いに出して、十分な協議をすることなく、通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を一方的に定めた。

委託事業者は、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコストの増加分の全額転嫁を目指すものとする。

また、委託事業者及び中小受託事業者は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会。以下「労務費の指針」という。）に掲げられている、「事業者が採るべき行動／事業者に求められる行動」などに沿った適切な行動をとるものとする。

※なお、そのほかの原価低減要請及び労務費の価格転嫁についても、振興基準において、次のような内容が記載されているところであり、取適法の規定の遵守と併せて取り組むべきである。

#### 第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項（抜粋）

##### 1) 対価の決定の方法の改善

(1) 取引対価は、合理的な算定方式に基づき、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、委託事業者及び中小受託事業者が十分に協議して決定するものとする。

その際、委託事業者は、以下に掲げる行為を始めとする、客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く協議を行わないものとする。

[取引対価の協議に関する望ましくない事例]

①目標価格又は価格帯のみを提示して、それと辻褄の合う内容の見積り又は提案を要請すること。

②過度に詳細な見積りを要請し、それを中小受託事業者が十分に作成できないことを理由として、協議を拒むこと。

③もともと転注するつもりがないにもかかわらず、競合する他の事業者への転注を示唆して殊更に危機感を与えることにより、事実上、協議をすることなく、委託事業者が意図する取引対価を中小受託事業者に押し付けること。

④競合する他の事業者が取引対価の見直しの要請をしていないこと、委託事業者の納入先が取引対価の見直しを認めないこと等を理由として、協議を拒むこと。

また、中小受託事業者は、国・地方公共団体、中小企業の支援機関等に相談する等して積極的に情報収集して交渉に臨むよう努めるものとする。

- (2) 委託事業者及び中小受託事業者は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。委託事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。さらに、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。
- (3) 委託事業者及び中小受託事業者は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会。以下「労務費の指針」という。)に掲げられている、「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、「労務費の指針」別添「価格交渉の申し込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議するものとする。特に、最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引き上げ、人手不足への対処等、外的要因により中小受託事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえるものとする。
- (4) 労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、委託事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があつた場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。
- (5) 取引対価の決定の際、委託事業者及び中小受託事業者は、取引の対象となる物品に係る特許権、著作権等その他知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術等に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。
- (6) 委託事業者及び中小受託事業者は、(1)から(5)までに掲げるもののほか、品質又は性能、仕様の変更、発注数量又は納入頻度の多寡（量産時と量産期間終了後の変化を含む。）、納期の長短、代金の支払方法、諸経費（運送費、保管費、電子受発注又は電子的な決済等に係るコスト、環境対応コスト等）、市価の動向等の要素を考慮して、取引対価を決定するものとする。
- (7) 委託事業者は、以下に掲げる行為を始めとする、客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く原価低減要請（原価低減を求める見積り又は提案の提出要請を含む。以下同じ。）を行わないものとする。また、委託事業者及び中小受託事業者双方が協力して行った原価低減活動の効果を取引対価に反映する場合には、当該効果に対する双方の寄与度を踏まえ、合理的に取引対価を設定するものとする。

#### [原価低減要請に関する望ましくない事例]

①具体的な根拠を明確化せず、又は目標数値のみを提示して、原価低減要請を行うこと。

- ②原価低減要請に応じることが発注継続の前提であることを示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。
- ③口頭で削減幅等を示唆した上で、中小受託事業者から見積書の提出を求めること等、書面等の記録を残さずに原価低減要請を行うこと。
- [取引対価への反映に関する望ましくない事例]
- ①コスト削減効果を十分に確認せず、取引対価の低減を押し付けること。
  - ②中小受託事業者の努力によるコスト削減効果を、一方的に取引対価の低減に反映すること。
- (8) 委託事業者及び中小受託事業者双方は、それぞれ取引対価の協議の記録を保存するものとする。
- (9) 委託事業者は、製造委託等代金製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律に関する運用基準（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。以下「取適法運用基準」という。）に違反事例として掲げられている「一律一定率の単価引下げによる買いたたき」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買いたたき」、「製造委託等代金を据え置くことによる買いたたき」等の、製造委託等代金製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号。以下「取適法」という。）で禁止する買いたたきを行わないことを徹底する。  
その際、特に、以下のような方法で取引対価を決定することは、取適法上の買いたたきに該当するおそれがあることに留意するものとする。
- ①労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
  - ②労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇したため、中小受託事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で中小受託事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

### <改善事例>

- ・原材料費、エネルギーコスト（加熱炉のガス代、製造設備の電気代等）増加分について、製品価格への転嫁を求めるため、説明を行おうとしたが聞いてもらえない、一方的に価格を押し込まれ、打ち合わせの機会もなくなった。



**対応：**中小受託事業者からのコスト増加に関する相談について、事業者の説明を聞くとともに、価格の調整について協議を行った。

- ・最近は市況が下がっているため、原材料費の転嫁については必要ないと取引先から言われたが、これまでに原材料価格が高騰した際の転嫁も認められていなかったため、結果として価格転嫁が出来ていない。



**対応：**中小受託事業者からのコスト増加に関する相談について、事業者の説明を聞くとともに、価格の調整について協議を行った。

- ・原材料費、エネルギーコストの価格への転嫁を申し入れたところ、加工賃の引き下げを持ち出された。



**対応**：コスト増加分について、取引の双方において、その内容について検討の上、転嫁について合意した。加工賃についても適正な価格について検討の上、双方合意した。

#### <中小受託事業者以外との取引における改善事例>

取適法が適用されない取引に対しても、優越的地位にある発注者が行うと、独占禁止法違反となる可能性があるために、注意が必要である。

- ・あるメーカーは、納入先事業者が図面を承認した後に資材を製造するが、承認が遅く、納期が短くなることによる工賃増については、単価改定に応じてもらえない。



**対応**：工期の変更があった時点において、当初の費用について適正な見直しを申し入れて変更を行った。

## 6. 購入・利用強制の禁止（第5条第1項第6号）

委託事業者が、中小受託事業者に注文した給付の内容を維持するため等の正当な理由がないのに、委託事業者の指定する製品（含む自社製品）・原材料等を強制的に中小受託事業者に購入させたり、サービス等を強制的に中小受託事業者に利用させて対価を支払わせたりすると購入・利用強制となり、取適法違反となる。

#### （違反事例）

- ・購買・外注担当者等中小受託取引に影響を及ぼすこととなる者が中小受託事業者に購入・利用を要請すること。
- ・中小受託事業者毎に目標額又は目標量を定めて購入・利用を要請すること。
- ・中小受託事業者に対して、応じなければ不利益な取り扱いをする旨示唆して購入・利用を要請すること。
- ・中小受託事業者が購入・利用する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに購入・利用する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて購入・利用を要請すること。

- ・中小受託事業者から購入する旨の申出がないのに、一方的に中小受託事業者に物を送付すること。

<改善事例>

- ・中小受託事業者が、委託事業者からの受託事業以外の事業で使用する鋼材について、委託事業者が中小受託事業者に自社製材を使用しなければ不利益な取扱いをする旨を示唆して受託事業を発注した。
- ・中小受託事業者の事業に関わる運送業務に、委託事業者の子会社である運送会社を利用しなければ不利益な取扱いをする旨を示唆して、受託事業を発注した。



対応：購入・利用強制行為を行わないよう、社内関係者への徹底を図った。

## 7. 報復措置の禁止（第5条第1項第7号）

委託事業者が、中小受託事業者が委託事業者の取適法違反行為を公正取引委員会、中小企業庁又は事業所管省庁に知らせたことを理由として、その中小受託事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをすると取適法違反となる。

## 8. 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第5条第2項第1号）

委託事業者が中小受託事業者の給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を有償で支給している場合に、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、この有償支給原材料等を用いる給付に対する製造委託等代金の支払期日より早い時期に当該原材料等の対価を中小受託事業者に支払わせたり製造委託等代金から控除（相殺）させたりすると取適法違反となる。

<改善事例>

- ・材料が有償支給の場合、材料支給代の回収が加工費支払より早かった。



対応：材料支給については、無償支給または回収・支払タイミングを合わせる（又は中小受託事業者持ちに切り替える）こととした。

## 9. 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第5条第2項第2号）

委託事業者が、中小受託事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供されることにより、中小受託事業者の利益を不当に害すると取適法違反となる。

### (違反事例)

- ・購買・外注担当者等中小受託取引に影響を及ぼすこととなる者が中小受託事業者に金銭・労働力の提供を要請すること。
- ・中小受託事業者毎に目標額又は目標量を定めて金銭・労働力の提供を要請すること
- ・中小受託事業者に対して、要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して金銭・労働力の提供を要請すること。
- ・中小受託事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金銭・労働力の提供を要請すること。
- ・委託事業者が製品の製造委託を行った際に、発注書面上の給付の内容に当該製品の図面や製造ノウハウが含まれていないにもかかわらず、製品の納入にあわせて当該図面を無償で納品するよう中小受託事業者に要請すること。

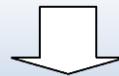
### <改善事例>

- ・中小受託事業者に対して、家電量販店内の清掃作業等に労働力の無償提供を求めた。



対応：提供を受けた労働力に見合う対価を支払った。

- ・中小受託事業者に対して、現在の取引を継続する条件として、海外での生産拠点設置と製品供給を要求した。



対応：取引の継続と海外進出は関連すべきものではなく、そのような要求を撤回し、取引を継続した。

## 10. 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第5条第2項第3号）

委託事業者が中小受託事業者に責めに帰すべき理由がないのに、発注の取消し若しくは発注内容の変更を行い、又は受領後にやり直しをさせることにより、中小受託事業者の利益を不当に害すると取適法違反となる。

### ※「給付内容の変更」

「給付内容の変更」とは、給付の受領前に、4条明示に明示されている給付の内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせることを言い、発注の取消し（契約解除）もこれに該当する。

## ※「やり直し」

「やり直し」とは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることである。

給付内容の変更・やり直しにより、中小受託事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、あるいは中小受託事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となつた場合に、委託事業者がその費用を負担しないことは、中小受託事業者の利益を不当に害することとなる。

必要な費用を委託事業者が負担する等により、中小受託事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはならない。

### (違反事例)

#### ・販売不振を理由とした発注取消し

委託事業者は、中小受託事業者に部品の製造を委託し、これを受けた中小受託事業者が既に原材料等を調達しているにもかかわらず、輸出向け製品の売れ行きが悪く製品在庫が急増したという理由で、中小受託事業者が要した費用を支払うことなく、発注した部品の一部の発注を取り消した。

#### ・設計変更を理由とした発注内容の変更

委託事業者は、部品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、当初の発注から設計・仕様を変更したことにより、中小受託事業者にその変更への対応や当初の納期に間に合わせるための人件費増加等が生じたにもかかわらず、その費用を負担しなかった。

#### ・恣意的な検査基準の変更によるやり直し

委託事業者は、中小受託事業者に対して金型の製造を委託しているところ、従来の基準では合格していた製品について、検査基準を一方的に変更し、中小受託事業者に無償でやり直しを求めた。

#### ・取引先の都合を理由とした発注内容の変更・取消し等

委託事業者は、顧客からの要請を理由に、当初の納期を変更せずに追加の作業を行わせ、それらに伴う人件費増加等が生じたにもかかわらず、そのために必要な費用を負担しなかった。

※なお、委託事業者から中小受託事業者への発注方法については、振興基準において、次のような内容が記載されているところであり、取適法の規定の遵守と併せて取り組むべきである。

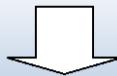
**第2 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項（抜粋）**

**3) 発注の安定化、リードタイムの確保等**

- (1) 委託事業者は、中小受託事業者に対する発注に係る物品、情報成果物及び役務（以下「物品等」という。）の発注量の大幅な変動をできる限り回避するものとし、特に、発注量を委託事業者の生産量又は提供量の変動の増減率以上に変動させないよう努めるものとする。
- (2) 委託事業者は、発注量をできる限り平準化させるものとするほか、将来の発注に関する事前情報の精度の向上、物品等の標準化及び規格の整理統合に努めるものとする。
- (3) 委託事業者は、中小受託事業者に発注するときは、中小受託事業者の生産に必要なリードタイム、原材料の最小購入単位等を十分に考慮して発注するものとする。
- (4) 委託事業者は、発注予定数量を中小受託事業者に提示し、その後、合理的な理由なく発注予定数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じた場合であって、中小受託事業者から要請があったときは、その費用負担の軽減に配慮しつつ、中小受託事業者と十分に協議を行い、余剰となる製品在庫及び残材の買取りを行い、並びに労務費、外注費その他の諸経費の増加分を支払う等の措置を講ずるものとする。

**<改善事例>**

- ・納品された物品に当初予定のなかった付属部品が必要となったため、中小受託事業者を出張させ、無償で装着させた。



**対応**：付属部品装着に要した対価を支払った。

- ・当初の配送先から遠方の配送先に変更になったにもかかわらず、当初の配送先への配送料で対応させられ、配送費増分については認めてもらえなかつた。



**対応**：配送先が変更になったため発生した費用について、双方相談の上、費用の改定を行った。

## 1 1. 協議に応じない一方的な代金決定の決定の禁止（第5条第2項

### 第4号)

中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すると取適法違反となる。

#### ※「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」

中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。

#### ※「協議を求めた」

書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合を含む。

#### ※「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」

「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは、中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む。

#### ※「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」

「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは、中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するため に必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。

#### (違反事例)

##### 取適法の運用基準（10／1改正）に掲載している違反事例

###### ・ 1 拒否等により委託事業者が協議に応じない例

中小受託事業者が、量産期間が終了し、補給品として僅かに発注されるだけで発注数量が大幅に減少し、製造に要する費用が上昇していることを理由に、量産時の大量発注を前提とした単価の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等して、従前の単価が適用された場合。

・ 2 詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例

中小受託事業者がコスト上昇分につき経済の実態が反映されていると考えられる公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など。以下同じ。）に基づき具体的な引上げ額を提示して代金の額の引上げを求めたにもかかわらず、協議に先立ち、コスト上昇の根拠として具体的に算定することが容易でない詳細な情報の提示を求め、協議の実施を困難にさせ、結果として、僅かに引き上げた額を代金の額と定めた場合。

・ 3 中小受託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例

- (1) 中小受託事業者がコスト上昇分につき経済の実態が反映されていると考えられる公表資料に基づき具体的な引上げ額を提示して代金の額の引上げを求めたのに対し、コスト上昇の状況を踏まえた理由の説明や根拠資料の提供を一切することなく、従前の代金の額を据え置き、又は僅かに引き上げた額を代金の額と定めた場合。
- (2) 中小受託事業者が委託事業者による原価低減要請に関し、その理由に関する説明を求めたのに対し、要請に応じない場合には取引を減らしたり打ち切ったりすることを示唆した上で、他に理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、従前の代金の額から引き下げた額を代金の額と定めた場合。

## V. 取適法違反時の勧告・罰則等

中小受託事業者からの申し立てによる調査、公正取引委員会・中小企業庁からの書面調査等により、委託事業者の取適法違反が判明した場合には、以下の行政指導である勧告がなされたり、刑事罰が科せられたりすることがある（※同法第8条、第10条、第12条、第14条、第15条）。

### 1. 違反の場合の行政指導（勧告等）

公正取引委員会は、違反委託事業者に対して勧告等の行政指導を行う。勧告した場合は、原則として事業者名、違反事実の概要、勧告の概要等を公表することとしている。

中小企業庁は、違反委託事業者に対して、行政指導を行うとともに、公正取引委員会に対し措置請求を行うことができる。事業所管大臣は、委託事業者に対し、指導及び助言をすることができる。

#### （勧告の例）

- (1) 受領拒否：受領をするよう勧告
- (2) 支払遅延：対価を支払うよう勧告、及び遅延利息（14.6%）を支払うよう勧告
- (3) 製造委託等代金の減額：減じた額の支払を勧告
- (4) 返品：返品した物を引き取るよう勧告
- (5) 買いたたき：製造委託等代金額を引き上げるよう勧告
- (6) 購入・利用強制：購入させた物を引き取るよう勧告
- (7) 報復措置：不利益な取り扱いをやめるよう勧告
- (8) 早期決済：
- (9) 不当な利益の提供要請：
- (10) 不当なやり直し等：
- (11) 協議に応じない一方的な代金決定

中小受託事業者の利益を保護するために  
必要な措置を探るよう勧告

違反内容・事業者名を公表

### 2. 違反の場合の罰則

次の通りの違反をした場合は、両罰規定により、行為者（担当者）個人が罰せられるほか、会社（法人）も罰せられることになる（50万円以下の罰金）。

- ① 発注内容等の明示義務違反
- ② 書類等の作成及び保存義務違反
- ③ 報告命令に対する報告拒否、虚偽報告
- ④ 立入検査の拒否、妨害、忌避

## VI. 望ましい取引慣行

### 1. 取引先の生産性向上等への協力

振興基準において、次のような内容が記載されているところであり、取適法の規定の遵守と併せて取り組むことが望ましい。

第1 中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項（抜粋）
1 中小受託事業者の努力
中小受託事業者は、生産年齢人口の減少、経済の国際化の一層の進展等に適切に対応するため、働き方を見直し、魅力ある職場づくりに努めるとともに、脱炭素化、電子受発注の導入を始めとする情報化等の課題にも適切に対応できるよう、技術開発、施設・設備の投資、他の事業者との連携等により、技術の向上、生産性の向上及び製品・役務の品質の改善に努めるものとする。
2 委託事業者の努力
委託事業者は、中小受託事業者が働き方改革、生産性の向上等に取り組むことができるよう配慮して、中小受託事業者の要請に応じ、中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上並びに経営管理及び人事・労務管理の改善に際し、助言、研修、従業員の派遣等の協力をを行うほか、中小受託事業者に対する発注条件、取引条件等を設定するよう努めるものとする。また、中小受託事業者の脱炭素化、情報化等を支援し、他の事業者と既存の取引関係、系列、企業規模等を超えた連携を進めること等により、サプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現に努めるものとする。その際、脱炭素化に伴うコストは、サプライチェーン全体で負担し、中小受託事業者のみに負担が寄せられないように配慮する。
第3 中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項（抜粋）
(1) 中小受託事業者は、管理能力の向上、事務量の軽減、事務の迅速化等の業務工程の見直しによる効率性の向上のため、必要なセキュリティ対策と併せて、次の事項に積極的に対応するよう努めるものとする。
①情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善（業務のデジタル化推進を含む。）
②中小企業共通E D I（電子データ交換）等による電子受発注
③電子的な決済等（インターネットバンキング、電子記録債権、全銀E D Iシステム等の活用）
(2) 委託事業者は、(1)の中小受託事業者による取組を支援するため、中小受託事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータ、ソフトウェア及びデータベースの提供、オペレータの研修、セキュリティ対策の助言及び支援並びに国及び地方公共団体による情報化支援策の情報提供等の協力をを行うものとする。
(3) 委託事業者は、サプライチェーン全体の業務工程の見直しによる効率性向上を図る観点から、(4)に掲げる事項に留意しつつ、中小受託事業者に電子受発注及び電子的な決済等の導入を積極的に働きかけるものとする。また、自社並びにその子会

社及び関連会社において中小受託事業者との取引に用いている自社の電子受発注又は電子的な決済等に係るシステムの共通化に努めつつ、業界、企業系列等を越えたサプライチェーンで共通化された電子受発注又は電子的な決済等に係るシステムへの接続に努めるものとする。

- (4) 委託事業者は、中小受託事業者に対し電子受発注等を行う場合には、次の事項に留意して、これを行うものとする。
- ①中小受託事業者に対し、電子受発注等を導入する効果、コスト負担等の説明を十分に行うこと。
  - ②電子受発注等を行うか否かの決定に当たっては、中小受託事業者の自主的な判断を十分に尊重することとし、これに応じないことを理由として、不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。
  - ③中小受託事業者に対し、正当な理由なく、自らの指定するコンピュータその他の機器又はソフトウェア等の購入又は使用を求めないこと。
  - ④中小受託事業者に対する電子受発注等に係る指導等の際、併せてその経営、財務等の情報を把握すること等により、その経営の自主性を侵さないこと。
  - ⑤自らが負担すべき費用を中小受託事業者に負担させないこと。
  - ⑥中小受託事業者が不測の不利益を被ることがないよう、委託事業者及び中小受託事業者双方の費用分担、取引条件等について、事前に基本契約書又はこれに準ずる書面等により明確に定めておくこと。
  - ⑦その他政府により定められている電子受発注等についての指針を遵守すること。

## 第6 中小受託事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

### 3) 事業承継に向けた取組

- (2) 委託事業者は、中小受託事業者の事業承継の意向及び状況の把握に努めるものとし、サプライチェーン全体の機能維持のため、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促す等、中小受託事業者の事業承継に関し積極的な役割を果たすものとする。具体的には、中小受託事業者と対話をした上で、その実態に応じ、事業承継の円滑化に向けた経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うよう努めるものとする。

## 2. 家電量販店界における取組（ベストプラクティス事例）

取適法遵守のために、各企業においては様々な改善の取組がみられる。取引の実情に応じ、問題解決のための望ましい取引事例（ベストプラクティス事例）として、家電量販店における取組を紹介する。

### （1）対象取引の適正な管理

○同一品目の中でもメーカー既製品とメーカー既製品ではないものが混在しているケースもあり、確実に取適法を遵守する観点や管理の効率性の観点から、品目全体を取適法対象として取り扱う。

○取適法対象となる可能性がある品種で、資本金が3億円以下の案件については、システム的に取適法対象のアラームを発信するよう変更している。

○帝国データバンク等、与信調査会社を活用した取引先資本金の定期的な確認を実施する。

家電量販店の場合、外注作業、資材品供給、委託加工等多く取引先の協力を得ているが、取適法対象取引の漏れを防止するため、システムによる対応は有効である。

## (2) 製造委託等代金の支払遅延防止

○取適法対象会社への支払については、外注・購買システム上、受領日から60日を超えないようエラーチェックを実施している。

委託事業者は物品等を受領した日から起算して60日以内に定めた支払期日までに製造委託等代金を全額支払わなければならない。支払日がこれを超えることのないよう、システムによる改善策を取り入れ、チェックミスによる支払遅延の防止に効果を上げている。

○通常取引より短い支払期日に設定している。

(例) 通常取引は検収月末締翌月末払 → 中小受託取引は納品月末締翌月末払

検収月末締翌月末支払の支払制度を採用している場合には、当月末納品翌月検収分が支払遅延となることから、納品月末締めに変更する、又は検収期間にかかわらず、納品日から支払までの期日を60日以内に設定することにより支払遅延の確実な防止につなげている。

## (3) 買いたたき防止

取適法の適用対象となる取引を行う場合において、発注者（委託事業者）が一方的に従来の価格での納入を求めるることは買いたたきに該当するおそれがある。従って、取引価格については中小受託事業者と委託事業者が十分な協議を行っていく必要がある。

また、原材料価格、エネルギーコスト（燃料費、電気料金）等の値上りに伴うコスト増が委託事業者に認められず、一方的に従来の価格での納入を求められることがある。取適法の適用対象となる取引を行う場合には、このように、委託事業者（委託事業者）が受託

- 中小受託事業者に対する発注価格に関して、品目の特性から原材料仕入れ価格に連動させて決定することが合理的と判断される品目について、原材料価格連動方式を導入している。

事業者（中小受託事業者）に対して一方的に従来の価格での納入を要求した場合にも取適法第5条第1項第5号の買いたたきに該当するおそれがある。そのため、取引価格については、コスト計算等に基づき、中小受託事業者と委託事業者が十分な協議を行って決定する必要がある。

コストに占める原材料のウェイトが高く、原材料仕入れ価格に連動させて単価を決定することが合理的と判断される品目に関して、個別交渉した結果、原材料価格連動方式を導入し、原材料高騰時等において適切に取引価格に反映させている。

- 非破壊検査等、技術・技能レベルの高い業務を行う場合は、通常の取引単価にプレミアムを上乗せした単価で発注している。

発注者（委託事業者）のニーズに応じ、中小受託事業者が新技術の開発・応用等を行い、技術・技能レベルの高い業務を行う場合には、中小受託事業者と委託事業者が十分な協議した上で、必要な工数、コストの増加、技術的な難易度を委託事業者は考慮し、これらの要素を加味して価格を設定している。

- 中小受託事業者からのコスト増加に関する相談について、事業者の説明を聞くとともに、価格の調整について協議を行った。

#### （4）関係者への注意喚起

- 取適法対象取引は、納品書に「取適法適用案件」と表示し、中小受託事業者にもわかるよう明示している。

- 中小受託取引に関わる責任者・担当者に対し、取適法に関する研修を定期的に実施している。

取適法遵守の徹底には、法令内容の正しい理解と周知が基本である。取引に関わるあらゆる部門の関係者に対し、定期的な研修による社内教育を実施することが重要である。また、関係者に対象取引であることを明示することで、注意喚起を促し、誤りのない対応につながることになる。

#### 【ベストプライクティス事例】

○取適法対象取引について、弁護士監修の標準契約書を作成して整備した。

○経営陣が参加する会議で、行政機関からの情報提供を定期的に周知した。

○取適法違反を早期に発見するため、監査や通報制度を見直した。

取適法遵守の徹底には、法令内容の正しい理解と周知が基本である。取引に関わるあらゆる部門の関係者に対し、定期的な研修による社内教育を実施することが重要である。また、関係者に対象取引であることを明示することで、注意喚起を促し、誤りのない対応につながることになる。

#### (5) その他

○生産計画や会社動向について、定期的に中小受託事業者と情報交換を行う等双方向でのコミュニケーションを図っている。

生産計画や会社動向に関する情報の共有化を図ることは重要である。計画の見込み違いによる生産調整の際は、可能な限り早めに情報を開示することで、発注の増減見通しを可及的速やかに、かつ、正確に把握することができれば、中小受託事業者にとって自社の経営・生産計画に迅速に反映し、生産調整、材料手配等に早めに手を打つことが可能となり、経営基盤の安定化に資するものとなる。

### 3. 荷主としてのトラック運送業との適正取引の推進

近年、長時間労働・低賃金という労働環境からドライバー不足が深刻化しているが、適正な運賃水準が確保されなければ物流を担う人材の確保が困難となるほか、安全にも支障が及びかねないことから、家電量販店としても自らの産業の発展や社会的責務の観点から適正取引を推進していくことが一層求められている。

また、事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合には特定運送委託として取的法が適用されるほか、荷主として運送業者等に委託を行う取引については独占禁止法の物流特殊指定が適用される場合があるとともに、貨物自動車運送事業法においても、過積載や過労運転など同法違反行為が主として荷主の行為に起因して発生した場合には、荷主に対して再発防止措置を勧告する場合がある。また、荷待ち時間の削減等については、着荷主の立場からの協力も必要となる場合がある。

こうしたことから、家電量販店においても、「トラック運送業における適正取引推進ガイドライン」（平成20年3月14日国土交通省、令和7年12月11日最終改訂）に記されているとおり、荷主の立場から問題となる行為に関して、関係法規等に留意しながら、適正な運賃水準となるよう配慮する等適正取引に向けて取組を進めていくことが望ましい。

＜参考資料一覧：国土交通省ホームページで公開＞

- ・ トラック運送業における適正取引推進ガイドライン：問題となり得る行為と望ましい取引事例
- ・ トラック運送業における書面化推進ガイドライン：契約書の記載事項や様式例等
- ・ 荷主勧告制度について
- ・ 運送契約時コンプライアンスチェックシート：契約時のチェックシート例

#### 4. その他受託中小企業の振興のため必要な事項

振興基準においては、以下のような取組も紹介されており、家電量販店においても適宜参考の上、取引の改善に努めていくことが期待される。

第2 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項
10) 知的財産の保護及び取引の適正化
(1) 委託事業者及び中小受託事業者は、「知的財産取引の適正化について」（令和3年3月31日 20210319 中府第6号）を踏まえ、「知的財産取引に関するガイドライン」（以下「知財ガイドライン」という。）に掲げられている「基本的な考え方」に基づき、知的財産権等（知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）をいう。以下同じ。）に係る取引を行うものとする。その際、知的財産権等の取扱いに係る取引条件の明確化のため、知財ガイドライン附属資料「契約書ひな形」の活用を推奨する。
(2) 知的財産の保護 ①中小受託事業者は、自らが権利を有する知的財産について、特許権、著作権等の知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努める

ものとする。

②委託事業者及び中小受託事業者は、知的財産権等の取扱いに関し、契約内容を明確化し、書面等により契約を締結するものとする。その際、委託事業者は、中小受託事業者の事業活動に影響を及ぼすことのないよう、迅速に契約を締結するものとする。

[取扱いを明確にすべき事項]

イ 知的財産権等に係る対価の決定方法

ロ 知的財産権等の権利の所在、二次利用、貸与等に係る対価及びその許諾等の手続

ハ 秘密保持義務等の期間

(3) 知的財産権の譲渡等の適正化

委託事業者は、中小受託事業者から著作権の譲渡を受ける場合であっても、著作者人格権は一身専属的な権利であり、中小受託事業者に対し譲渡を求めるることはできないことに留意するとともに、十分な協議を行うことなく、著作者人格権の不行使を求めないものとする。

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項（抜粋）

7) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

- (1) 委託事業者は、自らの取引に起因して、中小受託事業者が労使協定の限度を超える時間外労働、休日労働等による長時間労働及びこれらに伴う割増賃金の未払等、労働基準関連法令に違反することのないよう十分に配慮して、中小受託事業者と取引を行うものとする。
- (2) 委託事業者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合には、中小受託事業者が支払うこととなる残業代等の増加コストを負担するものとする。
- (3) 大企業である委託事業者による働き方改革の中小受託事業者へのしわ寄せ等の影響も懸念される中、委託事業者は、中小受託事業者の人員、業務量の状況をできる限り把握することに努めるものとし、以下に掲げる行為を始めとする、中小受託事業者の働き方改革を阻害し、又は不利益となるような取引若しくは要請を行わないものとする。

[委託事業者による中小受託事業者へのしわ寄せ等の不利益となる事例]

- ①適正なコスト負担を伴わない短納期発注又は急な仕様変更
- ②無理な短納期発注に対する納期遅れを理由とした受領拒否又は減額
- ③委託事業者自らの人手不足又は長時間労働の削減による検収体制の不備に起因した受領拒否又は支払遅延
- ④委託事業者自らの人手不足又は長時間労働の削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員の派遣要請又は付帯作業の要請
- ⑤過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応若しくは欠品対応に起因するリードタイムの短い発送又は適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- ⑥納期又は工期の特定時期への過度な集中

第6 中小受託事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項（抜粋）

1) 一般的留意事項

委託事業者は、中小受託事業者の自主的な事業の運営を尊重するものとし、中小受託事業者が行う取引先の開拓、変更等及び仕入先との間における取引対価の決定等（以下「取引先の開拓等」という。）について、不当に干渉しないものとする。特に、委託事業者への取引依存度の高い特定中小受託事業者及び小規模事業者であ

る中小受託事業者が自主的に行う取引先の開拓等については、特段の事情がない限り干渉しないものとする。

## 2) 自然現象等への対応に係る留意事項

### (1) 自然災害等への備えに係る留意点

委託事業者及び中小受託事業者は、自然災害、サイバー攻撃、感染症、国際情勢の変化等の事業活動の基盤における重大な障害（以下「自然災害等」という。）の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の策定、ひいては事業継続計画（BCP：自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画）の策定及び事業継続マネジメント（BCM：BCP等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動）の実施に努めるものとする。

### (2) 自然災害等が発生した場合に係る留意点

#### ① 中小受託事業者が留意する事項

委託事業者及び中小受託事業者双方の責めに帰すことができない自然災害等により被害が生じた場合には、中小受託事業者は、その事実の発生後、速やかに委託事業者に通知するよう努めるものとする。

#### ② 委託事業者が留意する事項

イ 自然災害等による中小受託事業者の被害状況を確認しつつ、中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けることがないよう十分に留意するものとする。

ロ 自然災害等によって影響を受けた中小受託事業者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに、従来の取引関係を継続し、又は優先的に発注を行うよう努めるものとする。

## 第8 受託取引の機会の創出の促進その他受託中小企業の振興のため必要な事項（抜粋）

### 2) パートナーシップ構築宣言

#### (1) 委託事業者は、中小受託企業振興協会のパートナーシップ構築宣言ポータルサイトに掲載されているひな形を基に、パートナーシップ構築宣言を行うよう努めるものとする。また、パートナーシップ構築宣言を行った委託事業者は、取引の適正化に向けた施策の進展、自社を取り巻く取引環境の変化等を踏まえ、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努めるものとする。

#### (2) パートナーシップ構築宣言を行った委託事業者は、自社のパートナーシップ構築宣言について、社内における広報、訓示、研修等を通じ、営業、調達等に係る現場の担当者まで浸透するよう努めるものとする。また、中小受託事業者に対し、自社がパートナーシップ構築宣言を行っている旨及びその内容の周知に努めるものとする。

### 5) 支援施策の活用

委託事業者及び中小受託事業者は、取適法に関する講習会又はシンポジウムに積極的に参加するよう努めるとともに、「型取引の適正化について」附属資料「型の取扱いに関する覚書」や「知的財産取引の適正化について」附属資料「契約書ひな形」、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」をはじめとする、価格交渉その他の取引適正化に関するハンドブック、事例集等の活用を推奨する。また、中小受託事業者は、取引かけこみ寺における窓口相談又は弁護士相談、価格交渉支援に関するセミナー等を活用するよう努めるものとする。

## VII. 型取引の適正化

型取引の適正化については、振興基準において、すべての型取引について、従来の保管・廃棄の適正化に加えて、適正化の対象を型の制作や支払条件改善等を含む型取引全般に拡大し、型の制作から廃棄に至るまで型取引の抜本的な適正化を図ることとしており、金属業界においても型取引の内容に応じ、適正取引に向けた取り組みを進めていくべきである。

### 第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項（抜粋）

- 6) 金型、樹脂型、木型等の型又は治具に係る取引条件の改善
- (1) 委託事業者及び中小受託事業者は、「型取引の適正化について」(令和2年1月17日 20200110中第2号)を踏まえ、「型取引の適正化推進協議会報告書」(令和元年12月 型取引の適正化推進協議会)に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」に基づき、型（金型、樹脂型、木型等の型又は治具をいう。以下同じ。）に係る取引を行うものとする。その際、型に係る取引条件の明確化のため、取り決め事項の書面化を進める参考例として示している同通達附属資料「型の取扱いに関する覚書」の活用を推奨する。
- (2) 委託事業者は、取適法運用基準に違反事例として掲げられている「型・治具の無償保管要請」を行わないことを徹底する。

なお、取引が多段階にわたる場合、サプライチェーンの川上に位置する受注者が直接の取引先である発注者に型の引取り又は破棄を要請しても、当該発注者はさらにその先のサプライチェーンの川下に位置する発注者から当該製品の製造終了の見通しに関する情報を得られないと、要請に応えて現状を変更することは一般に困難であることから、川下に位置する発注者ほど、型保管の必要性について十分な情報提供及び考慮をすること。

## VIII. 取適法等に関する家電量販店における改善事例集

NO	改善事例集	対応
・製造委託		
1	・試験片の検査・分析については、オフライン作業であり、製造工程の一部ではないとの認識から、取適法対象取引から除外した。	・オフライン作業といえども同作業は製造プロセスの一部であり、製造委託に該当するため、取適法対象取引扱いに切り替えた。
・情報成果物作成委託		
2	・店舗の構造設計業務を顧客から受託し、当該業務を中小受託事業者に委託したが、当該取引を取適法対象取引から除外した。	・情報成果物作成委託に該当するため、取適法対象取引扱いに切り替えた。
・発注内容等の明示義務（第4条）		
3	・発注書面に、製造委託等代金の支払方法等について記載し、別途中小受託事業者に交付している書面との間の関連付けの記載をしていなかった。	・発注書面に関連付けの記載を実施した。
4	・発注書面に、検査完了期日の記載漏れがあった。	・製造委託等代金の支払方法等について記載し別途中小受託事業者に交付している書面に検査完了日を記載し、各中小受託事業者に交付した。
5	・有償支給材の数量を記載した書類名称に関し、仕様書に記載している書類名称と仕様書に添付された書類名称が異なり、関連性が不明瞭であった。	・有償支給材の数量を記載した書類名称を統一した。
6	・注文書記載の「数量」と実績の「数量」に差異があった。	・算定方法による発注が可能であるとの認識不足に起因するもので、数量欄を削除し、算定方法を記載した
7	・納入指示票（＝注文書）に委託事業者、支払方法、消費税について記載漏れがあった。	・納入指示票のフォーマットを見直し、支払方法・消費税等に関し、期首に発行する包括的な契約文書による旨を納入指示票に追記し、関連性を明確にした（※期首に発行する契約文書には当該事項が記載されている）。
8	・注文書が事前に交付されていなかった。	・社内での再徹底（啓蒙活動）を図った。
9	・契約書に、製造委託等代金の支払に関する振込手数料を中小受託事業者の負担とする旨の記載があった。	・製造委託等代金の支払に関する振込手数料は、委託事業者の負担とする旨の覚書を締結した。

NO	改善事例集	対応
・書類等の作成・保存義務（第7条）		
10	・支払条件通知書（写）の保管につき、発信者の押印がない通知書を写しとして保管していた。	・送付した書類と同じものであれば問題ないと誤解していた。中小受託事業者に実際に交付した書類の写しを保管するよう社内徹底を図った。
・遅延利息の支払義務（第6条）		
11	・契約上、遅延利息を5%に設定し、義務付けられている遅延利息14.6%を支払わなかつた。	・契約上の遅延利息を無効とし、14.6%の遅延利息を支払つた。 また、契約書の遅延利息条項を削除した。
・受領拒否の禁止（第5条1項1号）		
12	・緊急品を複数の事業者に発注し、納品の遅い事業者の納品を断つた。	・納品の遅い事業者の発注品を受け入れた上、当初納入日から60日以内に代金支払つた。
13	・委託事業者で高生産が継続し、その前提で発注したが、納入時に生産が急減し、在庫増で委託事業者の置き場が不足したため、受け入れ可能分のみ受領し、残分は納入を後ろ倒しさせた。	・外部倉庫を借用する等の措置により全量受け入れた。
・製造委託等代金の支払遅延の禁止（第5条1項2号）		
14	・取引先からの納品書提出遅れに伴う検収遅れにより、支払期日に未払いとなつた。	・検収完了通知に「納入済み未検収がある場合は速やかに連絡すること」と明記し、支払期日に遅延することがないよう社内研修で関係部署に周知した。
15	・一般取引と中小受託取引が混在する中小受託事業者で取引区分の入力を誤つた。	・取引が混在する中小受託事業者の支払区分は原則中小受託取引とし、一般取引の場合に入力するようシステムを変更した。
16	・支払制度を検定月末締め翌月末支払とし、当月末納品・翌月検定分が支払遅延となつた。	・納品月末締め、又は検定期間を考慮した支払いに変更した。（例：翌月20日支払に変更）
17	・以前から取引先との契約で、支払い末締180日後の現金支払いを定まつてゐるため、遵守せざるを得ない。	・取適法違法であるため、速やかに契約変更を行い受領日から60日以内の現金支払いと内容を改めた。
18	・修理完了報告の受領後、検収を意図的に送らせて支払期日を後ろ倒しする。	・修理完了をもって検収完了とみなし、30日以内の支払を明文化。
・製造委託等代金の減額の禁止（第5条1項3号）		
19	・3月に値下げ交渉が決着し、4月検収（3月分）から新単価を適用した結果、取適法に反する製造委託等代金の減額が発生した。	・代金減額分を支払つた。

20	<ul style="list-style-type: none"> <li>単価引き下げの合意日前に発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより、製造委託等代金の額を減じた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代金減額分を支払った。</li> </ul>
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムへの検収数量誤入力により、支払代金の減額が発生した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代金減額分を支払った。再発防止に向け、外注システムに「上下限チェック機能」を導入し、入力データの桁違い等の単純ミスが発生しないよう予防機能を導入した。</li> </ul>
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造委託等代金の減額（リベート要求）年末などに「協力金」「販売促進費」名目で支払済み修理代金の一部返金を要求。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代金の相殺・返還要求を禁止。必要な費用負担は事前協議による契約で実施。</li> </ul>
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用の一方的な減額 修理依頼時の見積り承認後に、「他社より高い」などの理由で一方的に修理単価を減額。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>価格変更は事前協議//合意により実施。 契約書//覚書で根拠を明示。</li> </ul>
<b>・返品の禁止（第5条1項4号）</b>		
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品受領後に、別案件での品質トラブルから委託事業者の品質検査基準が厳しくなり、結果、新基準での不合格品が大量に発生し、これを中小受託事業者に返品した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>返品分を受領するとともに、中小受託事業者に責任がない場合は、返品禁止であることについて社内に周知徹底を図った。</li> </ul>
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>明らかに中小受託事業者の責任による物品の不良があったため返品したが、長期滞留在庫であり納入から1年を超えていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>返品分を受領するとともに、物品在庫の先入れ先出しを徹底し、返品時には納入期日を確認するよう徹底を図った。</li> </ul>
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>返品・やり直しの不当負担 委託先の責めに帰さない理由（例：設計不具合）でやり直しを強制、費用を負担させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不具合原因の所在を明確にし、責任分担ルールを明文化。</li> </ul>
<b>・買いたたきの禁止（第5条1項5号）</b>		
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料費、エネルギーコスト（製造設備の電気代等）の増加分について、製品価格への転嫁を求めるため、説明を行おうとしたが聞いてもらえず、一方的に価格を押し込まれ、打ち合わせの機会もなくなった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小受託事業者からのコスト増加に関する相談について、事業者の説明を聞くとともに、価格の調整について協議を行った。</li> </ul>
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>最近は市況が下がっているため、原材料費の転嫁については必要ないと取引先から言われたが、これまでに原材料価格が高騰した際の転嫁も認められていないため、結果として価格転嫁が出来ていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小受託事業者からのコスト増加に関する相談について、事業者の説明を聞くとともに、価格の調整について協議を行った。</li> </ul>

NO	改善事例集	対応
29	・原材料費、エネルギーコストの価格への転嫁を申し入れたところ、かえって加工賃の引き下げを持ち出された。	・コスト増加分について、取引の双方において、その内容について検討の上、転嫁について合意した。加工賃についても適正な価格について検討の上、双方合意した。
30	・鋼材メーカーは、納入先事業者が図面を承認した後に資材を製造するが、承認が遅く、納期が短くなることによる工賃増については、単価改定に応じてもらえない。	・工期の変更があった時点において、当初の費用について適正な見直しを申し入れて変更を行った。
・ 購入・利用強制の禁止（第5条1項6号）		
31	・中小受託事業者が、委託事業者からの受託事業以外の事業で使用する鋼材について、委託事業者が中小受託事業者に自社製材を使用しなければ不利益な取り扱いをする旨を示唆して発注した。	・購入・利用強制行為を行わないよう、社内関係者への徹底を図った。
・ 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第5条2項1号）		
32	・材料が有償支給の場合、材料支給代の回収が加工費支払より早かった。	・材料支給については、無償支給または回収・支払タイミングを合わせる（又は中小受託事業者持ちに切り替える）こととした。
・ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第5条2項2号）		
33	・中小受託事業者に対して、製鉄所構内の清掃作業等に労働力の無償提供を求めた。	・提供を受けた労働力に見合う対価を支払った。
34	・中小受託業者に対して、現在の取引を継続する条件として、海外での生産拠点設置と製品供給を要求した	・取引の継続と海外進出は関連すべきものではなく、そのような要求を撤回し、取引を継続した。
・ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第5条2項3号）		
35	・納品された物品に当初予定のなかった付属部品が必要となつたため、中小受託事業者を出張させ、無償で装着させた。	・付属部品装着に要した対価を支払った。
36	・当初の配送先から遠方の配送先に変更になつたにもかかわらず、当初の配送先への配送料で対応させられ、配送費増分については認めてもらえたなかった。	・配送先が変更になつたために発生した費用について、双方相談の上、費用の改定を行つた。

## IX. ガイドラインの周知

家電量販店における適正な中小受託取引をこれまで以上に広く浸透させるためには、事業者と、経済産業省をはじめとする「行政」がそれぞれ適正な中小受託取引を推進するための体制を一層充実させるとともに、これらが密接に連携して一体となって課題解決に向けた以下の取組等を継続的に行うことが必要である。

### (1) サプライチェーン全体を視野に入れた周知徹底活動の強化

#### ①社内関係部局への徹底

各社においては、調達部門を中心として、関連法令の遵守のための担当部署の設置、各関係部門での責任者の明確化等の取組を充実させるとともに、営業部門、技術開発部門、生産管理部門等、取引に関わる全ての関係者に対象を幅広く拡大し、社内全体に適正取引推進のための取組を周知徹底することが必要である。

また直接の中小受託取引関係がある企業に対しては、関連法令の遵守を含めた適正な中小受託取引を推進することが必要である。

#### ②業界団体や行政を通じた周知徹底活動の充実・強化

関連の各業界団体においても、本ガイドラインの内容を普及させるため、各業界を構成する幅広い企業を対象とした説明会を開催する等、積極的な周知徹底活動を実施することが必要である。

これまで、社内教育体制も十分に整備されておらず、取適法や独占禁止法に関する担当者の理解が十分ではない場合も多いと考えられる。こうした企業に対しても本ガイドラインの十分な周知がなされるよう、周知徹底に努めていくことが必要である。

経済産業省等の行政機関においても、例えば、本ガイドラインで示された適正な中小受託取引についての説明にあたっての担当官の派遣、説明会の開催、ホームページの活用等を通じて、上記の各企業・業界団体の周知徹底のための取組を積極的に支援することが重要である。

### (2) 定期的なフォローアップの実施

家電量販店においては、上記の点を中心に、その構成各社の取組の状況について定期的に把握し、業界全体として適正取引を推進していくことが必要である。

上記の業界団体の定期的な実態把握や取組の状況については、経済産業省等の行政機関が定期的にフォローアップを行うことにより、適正取引の推進の実効性を高めるとともに、必要に応じて、ガイドラインの改訂を行う。

## ＜参考＞本ガイドライン策定・改訂経緯

### ○検討体制

- ・エディオン
- ・ケースホールディングス
- ・上新電機
- ・ノジマ
- ・ビックカメラ
- ・ベイシア電器
- ・ヤマダホールディングス
- ・ヨドバシカメラ

### ○策定経緯

(策定時) 令和7年10月～12月

- ・上記関係者とともに、本ガイドライン検討を実施した。